

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第25495号 損害賠償請求反訴事件

本訴原告(反訴被告) 阿部 宣 男

本訴被告(反訴原告) 松崎 参

準 備 書 面 (21) (本訴被告最終準備書面)

2018(平成30)年1月29日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴被告(反訴原告) 訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲 二

弁護士 平 松 真 二 郎

弁護士 湯 山 花 苗

目 次

はじめに.....	4
第1章 ホタルの累代飼育に関する表現行為によって名誉棄損は成立しないこと.....	4
第1 被告の主張.....	4
第2 「板橋区ホタル生態環境館のホタル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離 について（報告）」（乙第2号証）より確認・報告された事実.....	5
第3 乖離報告書（乙2号証）に対する原告の批判について（甲203号証など）.....	6
1 自然教育研究センターの実績等について.....	6
2 生息調査の方法等について—「流された」「溶けた」批判について.....	6
3 自然教育研究センターの管理実態について—水温管理表（甲203号証9頁）.....	8
4 溶存酸素量（DO値）について.....	9
5 DNA検査について—DNA分布図の利用方法について.....	10
6 DNA検査について—検体に関する疑義—自然教育センターによるホタル持ち込み「疑 惑」（甲203号証22～27頁）について.....	11
第4 DNA検査の結果から認められたこと—乙2号証と乙45号証の鈴木浩文氏の陳述書よ り.....	12
第5 原告の言動の偽りと数々の疑問.....	13
1 平成5年～9年までの4年間にわたるホタル羽化数についての虚偽報告.....	13
2 ホタル館での羽化数の限界についての原告の発言の変遷と平成11年度～平成14年 度の羽化数についての疑問.....	16
3 生息調査時（平成26年1月27日）の幼虫の大きさについての原告の発言の変遷.....	17
4 原告の水質基準等についての知識のあやふやさ.....	18
5 近親交配についての原告の発言のあやふやさ.....	19
6 補助飼育について.....	22
7 原告の言動の偽りと多くの疑問，そして被告の調査追及と情報発信.....	22
第2章 ナノ純銀の放射能低減効果を否定する表現によって名誉棄損は成立しない.....	23
第1 被告の主張.....	23
1 正当な論評として許容されるべきこと.....	23
2 特に，真実性の証明の対象について.....	23

第2	「インチキ科学」などの表現は論評であること	25
1	インチキ科学は一般名詞となっていること	25
2	「インチキ科学」等の表現は「ナノ純銀による放射能低減効果」に対する論評であること	26
3	小括	28
第3	ナノ銀の放射能低減効果は認められないこと（真実性について）	29
1	ナノ銀の放射線低減効果を科学的裏付けのない言説であること	29
2	原告による反論が反論たりえないこと	30
3	小括	36
第3章	公務員の職務の不正行為に関する表現によって名誉棄損は成立しないこと	37
第1	論評に当たること	37
1	問題とされる表現行為	37
2	事実に基づく論評であること 表現行為(1)及び(2)について	38
3	合理的な論評であること 表現行為(3)について	39
4	合理的な論評であること 表現行為(4)について	41
5	小括	41
第2	摘示された事実が真実であること	42
1	表現行為(1)について	42
2	表現行為(2)について	46
3	表現行為(3)について	49
4	表現行為(4)について	53
第4章	結論 被告の表現行為によって名誉棄損は成立しないこと	54
1	被告の表現行為は、いずれも、公共の利害に関するものであったこと	54
2	事実を摘示した目的が公益を図ることにあったこと	55
3	摘示した事実が真実であること（真実と信じたことが合理的であったこと）	56
第5章	反訴原告による反訴請求について	57

はじめに

本準備書面では、これまでの審理の経過をふまえ、
ホテルの累代飼育に関する表現行為について（第1章）
ナノ純銀による放射能低減効果に関する表現行為について（第2章）
原告の公務員としての職務の不正行為に関する表現行為について（第3章）
として順次適示した事実が真実であることを明らかにし、まとめとして被告による
Twitter 及び Facebook における表現行為が、公共の利害に関わる事実であること
及び公益目的によるものであることを述べ、第1章から第3章までで述べたことと
相まって、被告の表現行為自体に違法性はなく、原告に対する名誉毀損による不法
行為は成立しないことを述べ、原告の請求が棄却されるべきことを明らかにする(第
4章)

最後に、第5章として、原告の日経BP社の記者への情報提供行為が被告の名誉
を毀損する違法行為となることを述べることにする。

第1章 ホテルの累代飼育に関する表現行為によって名誉棄損は成立しないこと

第1 被告の主張

- 1 原告が板橋区のホテル館で25代にわたりホテルの累代飼育を行ってきたとす
ることについて、疑惑を追及する被告のTwitter 及びFacebook における発言が、
何ら違法行為とならないことは、被告準備書面(2)及び同(3)において
 - ① 被告は板橋区の区議会議員として区政にかかわる事柄につき、公益目的から
政治活動そのものとして、広く区民に疑惑疑念が生じていることを、出来るだ
け分かりやすく情報発信してきたのであり損害賠償責任を問われる違法が存し
ないこと
 - ② 被告の情報発信によって原告の社会的評価が低下したものではないこと
 - ③ 被告の情報発信は、前提となる事実をふまえ合理的な推論に基づく論評であ
り名誉毀損には該当しないこと
 - ④ 被告の情報発信が仮に事実の摘示にあたるとしても、公共の利害に関する事
実であり、目的の公益性、内容の真実性、あるいは真実相当性から名誉毀損に
あたらないことと整理し主張したとおりである。

- 2 特に上記の④の内容の真実性、真実相当性については、準備書面(5)で主張を整理した上で、準備書面(20)で、①ホテル館での累代飼育に疑念を抱いた経緯、②ホテルの生息数についての疑念、③板橋区の生息数調査について、④被告による独自調査と深まった原告への疑念、等々を具体的に主張した上で、これを裏付ける書証を提出し、法廷で被告が供述を行ってきた。
- 3 そこで、本書面では、提出された書証、原被告本人尋問、証人尋問の結果をふまえ、被告が発信した情報が真実であること、あるいは真実だとすることに相当の理由があり、論評としてあるいは事実摘示としても、被告の板橋区議会議員としての政治活動そのものにかかわるものとして憲法上最大限の尊重がされなければならない、極めて些細な言葉の言い回しの揚げ足取りに終始することで、その法的判断を誤ってはならないこと中心に述べることとする。

第2 「板橋区ホテル生態環境館のホテル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について（報告）」（乙第2号証）より確認・報告された事実

- 1 板橋区は、平成25年度からホテル館のあり方の検討を進め、その中で①施設の規模・実態を考慮すると約20000匹のホテルが生息しているとの報告が不自然であること、②ホテル館の整理日誌の記載と実際が異なっている点がみられることなどの疑義が生じ、③夜間特別公開前にホテルの成虫を持ち込んでいたとの関係者の発言も得られるなどしたことから事実の確認に努めてきた（乙2号証2頁）。
- 2 その事実確認として、区は平成26年1月27日にホテル等生息調査を行ったが、調査現場からは、ゲンジボタルの幼虫を2匹発見したのみで、幼虫の死骸が流されたとか、死骸が大量に確認されたという事実もなかった。そして、平成26年6月1日以降にホテル館内で羽化したゲンジボタル13匹の内11匹からは西日本系のDNAをもつ個体しか確認されず、東北、北関東に属する遺伝子を持つ個体は見つからなかったのである（乙2号証27頁）。
- 3 原告は、ホテル館のホテルは福島県の大熊町で採集した卵から成虫となったホテルのみを25代にわたり交配させ、外部からのホテルと交配することがない状態で繁殖が続けられてきたと25代の累代飼育を主張してきたが、乙2号証の乖離報告書の内容からは原告の「当該説明を裏付ける証拠は存在していない」（乙4

7号証10頁)。「少なくとも平成26年にホテル生態環境館に存在していたホテルについては、上述のような事情が存在するため、そのような累代飼育が実施されていたと評価することは困難である」(乙47号証10頁より)との結論であった。

- 4 この乙2号証が作成されたのは、平成29年1月である。しかし、元になった調査は平成26年1月27日であり、その内容は同年2月上旬に板橋区の環境部長から直接事情を被告は聴取していたものである。

何よりも、累代飼育の客観的証拠が存在しないという事実は、被告の発信した情報の真実性そのものを裏付けるものとなる。

第3 乖離報告書(乙2号証)に対する原告の批判について(甲203号証など)

1 自然教育研究センターの実績等について

- (1) 原告は、ホテルの生息調査を行った自然教育研究センターには、生息調査を行うだけの実績あるいは能力がない等と批判する。
- (2) しかし、自然教育研究センターは、足立区生物園でホテル飼育を行っている経験及び知見があり、自然公園におけるビジターセンター、ネイチャーセンターなどの拠点運営と整備、自然体験プログラムの企画・実施などの多くの実績があるもので(乙47号証4～5頁)何ら問題とされるものはない。

2 生息調査の方法等について—「流された」「溶けた」批判について

- (1) 原告は、平成26年1月27日に行われた生息調査については、甲203号証の陳述書で、流水を止めずに行ったこと、幼虫の体長は当時6～8ミリ程度で太さは1ミリ程度であったから発見は困難であること、土足で踏み入れた時点で足場から幼虫が流れてしまった、などと批判する。
- (2) しかし、自然教育研究センターは、国土交通省が制定したマニュアルに基づく目合い0.5ミリのサーバーネットを用いて行ったもので、河川水辺の定量採集に採用される方法が、人工のせせらぎ等での採集に不適とはならず、問題はない。しかも幼虫が流されたと批判するが、自然教育研究センターは乙47号証の回答書6～7頁に記されたように

- ① 水の流れが存在するものの、生息する微少なホテルの幼虫等が流されてしまわないように、水流の流速に配慮していたこと

- ② そのために、せせらぎ最下流の末端部から回収した水を再度せせらぎの上流部に戻すために設置されたポンプによる、水流の速度は、最大でも0.1 m/秒程度であったこと
- ③ せせらぎは、排水溝に用いられるU字溝のような、断面図がU字のものではなく、U字の左右の垂直の棒がそれぞれ外側に大きく傾斜し、「ハ」の字を逆にしたような形状であり、底面部のみならず、側面にも、水面の高さまで小石を敷き詰められる程度に広がっていたこと
- ④ せせらぎには、ホタルの幼虫等が水流によって流されないように、適切な生息空間を作出すべく、多数の小石が、ほぼ隙間なく敷き詰められていたこと

「このように、『せせらぎ』はU字溝のように、『表面が滑らかで、一切障害物が存在せず、微少な生物が水流に抗えずに流れ去ってしまう構造』ではなく、洪水の発生や人間をはじめとした大型生物の侵入があったとしても、微少な生物が全て流れ去ることがない、自然の川の流れが再現されたものであった。」

ことを確認して調査を行ったのである。

「したがって、2時間、1名の調査員が『せせらぎ』に入って生息調査を実施したことによって、当時『せせらぎ』に生息していたとされる『7万匹』のホタルの幼虫が『流れ去り潰される』ということは、考え難い。」
のであり、原告の批判は全く当たらない。

- (3) なお、原告は、平成29年11月13日に行われた本人尋問では、この回答書を意識してか、幼虫が流されてしまったとの批判は避けたかのようで、幼虫をビニール袋に入れる等したら死んで「すぐに彼らは溶けてしまう」（原告本人尋問調書9頁）などとする。

しかし、提訴前の原告らのやり取りが録音され反訳された甲205号証24頁（問答196）を見ると、バクテリアがついているから溶けちゃうという原告に対し、被告がその日のうちに溶けちゃうんですかという質問をしても、原告はこれに答えず、答えをはぐらかして「絶対にいたはず」などとするのみなのである。

その日のうちに何万匹ものホタルの幼虫が溶けて見つからないなどというこ

とはありえない。「1週間とか10日だったら分からなくもないんだけど、その日のうちに溶けてなくなっているということは、いくら何でもありえない話しだと思いましたので、これはおかしいなというふうに思っています」(被告供述調書8頁)というように、原告の批判は全くあたらない。むしろ、このようなことを述べる原告の言動に疑念が深まるのは当然というべきであろう。

3 自然教育研究センターの管理実態について—水温管理表(甲203号証9頁)

(1) 原告は、平成26年2月以降の自然教育研究センターの管理がずさんであったことから、ホテルの成育環境が急激に悪化し平成26年の夜間公開時までの羽化数が211匹に激減したと批判するようである(甲203号証8頁以下)。

そして、その具体例として、水温管理、溶存酸素量(DC値)管理の問題等をあげる

(2) 甲203号証の水温管理比較表(9頁)の誤りと原告の供述

ア 甲203号証9頁の表は原告管理時の平成20年の水温と自然教育研究センターの管理時の平成26年の水温を比較した表として貼り付けられたものであった。

この点について、原告は平成29年11月13日に行なわれた本人尋問において「この表を説明して下さい」との質問に対し

「これ読めば分かるでしょう、先生。平均値が12.11だと、小さいのが12.1ですよと、最高が12.2で1月の幅が0.1度しかないですよと、これは、はかってないですよって、ただし、自然教育センターは、こんなに幅があつていいのということなんです。」

と答え、自分の管理時の水温幅は小さいが、自然教育研究センターの管理時の水温幅は大きいとこれを批判した。

イ しかし、この表は「一見」しておかしい。

冬場の12～1月が12度で、5～10月までは平均水温が9度となってしまうのである。これを、とうとうと説明してしまうのが原告である。

ウ その後、被告代理人の質問で、ようやく誤りに気付いた原告は、今度は、5～10月までの数字につき時期がずれていて、正しい時期は上の1～4月までが下へ下がってこなくてははいけなかったと訂正して供述するのである。そして、この表はペーパーの表(13頁)ではないかと何度も指摘する被告

代理人の質問に対し、

「水温の差ですけど、日付がずれていると、ごめんなさい、年月日、年月日じゃなくて、月がずれている」

などと強弁を繰り返したのである。

エ 法廷での供述による緊張があったとしても、そもそもこの表を作り、この陳述書を作成し、内容に問題ないと主尋問で供述し、さらに一見して分かる陳述書9頁と13頁の表を比較して何度質問しても、ホタルの生育環境を管理する専門家と称する立場から、これを押し通そうという態度であった。そこには、水質管理についての十分な知識は全く垣間見られず、真摯な態度も見て取ることは出来なかった。

オ 自然教育研究センターは足立区生物園でのホタル飼育の実績を持つ企業体であり、水温管理が悪いから成育環境が急激に悪化し前年の平成25年の2万匹と言われる生息数が200匹にまで激減したなどということはありません。自然環境の中では、水温が1日の間に数度の差で変化することなど当然であり、これが環境の悪化などと言えないことは明らかである。

原告の批判は用いた素材もずれ、内容も的はずれというしかない。

4 溶存酸素量 (DO 値) について

(1) 原告はまた、自然教育研究センターの管理が杜撰であったとして DO 値を問題とし、DO 値について、

「水流が早まれば飽和量が高まりますが」

「このように DO 値が大きく変動すれば、ホタルにかかる負担も極めて大きくなります」

などと述べる (甲203, 13頁)。

(2) しかし、原告には DO 値についての正確な知識は全くないと言ってよい。

「何で、水量の幅とか深さで、DO 値が変化するんですか。

と思います。

そこについては、あなたは調べたことはないんですか。

余りないですね。」(原告本人尋問調書47頁)

というやりとりから分かるように、何が原因で DO 値が変化するのかさえ知らない。

DO 値は自然界では1日の間に変化し、その変化の原因は、原告が述べるような水流の速さだとか、水を攪拌しただとかではないのである。水の中に含まれているクロロフィルを持った生物が光合成をし、これによってDO 値の変化が生じるのである（乙52号証）。

- (3) 原告は、DO 値を厳密に管理し、自分が管理していた当時は、その最大差は0.1～0.5の範囲だとする。しかし、DO 値がどのような要因で変化するのもかも調べず、知らず、これを適正に管理することなどなし得るはずもない。

自然教育研究センターの管理時の数値の変化は、日中のDO 値がクロロフィルを含む生物の光合成により生じるものである以上、何ら問題とはならない。したがって成育環境の悪化が平成26年の夜間公開時のホタル生息数の激減につながったことなどありえないのである。

- (4) このように自然教育研究センターの管理により平成26年2月以降の環境が悪化したとの原告の批判はあたらない。

つまり、平成26年1月27日時点で幼虫が殆ど見つからずこの年の夜間公開時の成虫数も211匹に過ぎなかった事実からすれば、ホタル成虫の補充を行わない限り1～2万に及ぶホタル成虫の生育はなかったものと推認するのが合理的であるということになる。

5 DNA 検査について—DNA 分布図の利用方法について

- (1) 原告は、乖離報告書（乙2号証）において、DNA 検査の結果、東北、北関東の遺伝子をもったホタルが見つからなかったことに関し、

「このような判断は、DNA型分布図の利用方法を誤ったものであり、科学的な根拠が欠けるものと言わざるを得ません」（甲203、号証21頁）

と言いきった上で、「なぜなら」としてその理由を根拠がありそうに述べる。

しかし、「なぜなら」以下を読んでも「科学的根拠が欠ける」とする理由は全く不明である。

- (2) このDNA 型分布図を作成したのは、生物学を専門とする訴外鈴木浩文氏であり、板橋区のDNA 検査は、この鈴木氏の助言・指導を受け、その内容を確認してもらいながら行ってきたのである（乙45号証）。

分布図を作成した鈴木氏の指導と助言に基づくDNA 検査が、分布図の利用

方法を誤ったということはありません。原告が利用する「科学的根拠」という言葉の意味は内容が全く無いと言わざるを得ない。

6 DNA 検査について—検体に関する疑義—自然教育センターによるホタル持ち込み「疑惑」(甲203号証22～27頁)について

(1) 原告は、また「DNA 調査で用いられたホタル検体がホタル館で羽化したホタルか否かについての検証をするための資料は、一切残されていません」「仮に、DNA 調査で検体とされたホタルが大熊町のホタルでないとすれば、調査当時ホタル館を管理していた(株)自然教育研究センターが持ち込んだホタルがDNA 調査で用いられたとしか考えようがありません」(甲203号証22頁)とし、これを「(株)自然教育研究センターによるホタル持ち込み疑惑」とまで言って批判するのである。

(2) 原告は、その批判の根拠として、自然教育研究センターが管理していた際の業務日誌(甲128号証)に記録された羽化数と乖離報告書(乙2号証)23～24頁の調査結果を比較すると、2014(平成26)年6月1日から14日までに羽化したゲンジボタルは甲128号証ではオスが3匹しかないのに、乙2では6匹とされている等と指摘し、

「乖離報告書のDNA調査は、いよいよ、一片の客観性すら認められないものと言わざるを得ません」(甲203号証26頁)

と極めて強い言葉で、さも決定的な証拠をつかんだかのように指摘する。

しかし、これは原告が情報公開請求によって入手した資料が甲128号証の業務日誌にすぎなかったからである。

(3) 「板橋区ホタル生態環境館ビオトープ(実験水路)管理及びホタル飼育・水質管理検査業務」(平成26年度6月分月間活動報告書)(株)自然教育研究センター製作(乙53号証)

ア これによれば、自然教育研究センターは毎月、報告書を作成して板橋区に提出しており、この報告書によれば2014(平成26)年6月1日から14日までに羽化したオスのゲンジボタルは6匹で乙2の乖離報告書の数と完全に一致しているのである。

イ つまり、自然教育研究センターがホタル館で羽化したのではないホタルの成虫を持ち込んで、これをDNA検査の対象個体としたなどという推測は全

くハズレなものであり、自然教育研究センターによるホタルの持ち込みは、この報告内容の完全な一致からも、紺野泰弘証人が証言(同証言調書23頁)したように持ち込みをするなどというリスクを犯すことについてはその動機も全く見当たらないことからしても、全くありえない。原告が、乙2号証を信用できないとする重要な根拠とした自然教育研究センターによる持ち込みはありえず、乙2号証の乖離報告書の信用性はこの点からも充分認められるのである。

- (4) なお、原告は、別件訴訟での準備書面(甲139号証)により、板橋区は、生息調査による推定個体数が23匹だったものが、実際には211匹確認された理由として、平成26年1月の調査以降ホタルが持ち込まれたことを認めていると主張する。

しかしこれは、紺野証人が証言したようにホタル館はどこでも誰でも見学できるので、公開前の成虫の持ち込みにより211匹となった可能性を推認したととれるものに過ぎない。DNA検査の個体は、6月1日以降自然教育研究センターが幼虫から成虫に羽化したことを確認し、特に7月以降はDNA検査を想定し、「羽化確認日及び羽化場所ごとの集団で管理した」(乙2号証23頁)幼虫から羽化した成虫を対象としたもので、DNA検査の対象個体については問題を生じさせないものである。

第4 DNA検査の結果から認められたこと—乙2号証と乙45号証の鈴木浩文氏の陳述書より

- 1(1)ア ホタル館で幼虫から成虫に羽化したゲンジボタル(13個体の11個体)のDNA型は、東北系ではなく、中部から西日本系のDNA型であった。

そして解析できた11個体の中には5種類のDNA型が見ついている(乙45号証5頁)。

5種類のDNA型が見つかったということは、中部から西日本系のDNA型のホタルで「少なくとも5匹の異なったDNAを持つ雌5匹(しかもそれぞれ異なったDNA型を持っているもの)が、一緒に同じ石の上のコケに卵を産み付け、それを原告が発見して採取しなければならないということ」(乙45号証7頁)になるが、このようなことは現実に起こることではない。ゲン

ジボタルが1回に産む卵は平均600個前後とも言われており、原告が1個の石の上から採取した300個の卵が少なくとも5匹の雌がいっしょに産んだものとするのは不自然であり、あり得ないのである(乙45号証8頁)。

- イ そうすると、2014(平成26)年にホテル館に存在していたホテル成虫については、その全てが福島にて捕獲されたホテルの子孫同士のみでの交配されたものであると評価することはできない。つまり紺野証人が証言したように「累代飼育についての客観的な証拠は区は有していないということ」(同人証人調書2頁)であるとともに、自然教育研究センターの管理実績、能力に問題がなく、DNA検査の対象とされた検体がホテル館内で幼虫から成虫へと羽化し羽化日と羽化場所が確認管理され、同センターが検体を持ち込み差し換えたりすることがありえない以上、それは平成26年度において客観的な証拠がないということとどまらず、「累代飼育を行ってきたと仮定した場合に、DNA分析の結果から想定される全てのサンプルの存在状態が否定された」ことにより「累代飼育は、25代(25年)にわたって継続していなかった」(乙45号証7頁)ということになるのである。
- 2 被告は、区議会議員として区政にかかわる本件問題を疑惑として追及するものであるが、その発信してきた情報は、このように真実であり真実相当性が認められる論評ないし事実の摘示であって、何ら違法性は認められない。

第5 原告の言動の偽りと数々の疑問

1 平成5年～9年までの4年間にわたるホテル羽化数についての虚偽報告

「原告が詳細なホテル飼育記録簿を作成し続けていたこと」を根拠に「原告によるホテル累代飼育実施の事実」を基礎づけようとする原告の主張(原告準備書面(8))の誤り

- (1) 原告は準備書面(8)2頁以下で次のような主張する。

「上陸確認数:羽化確認数」(甲40)

「また、甲40は「ホテル上陸確認数羽化確認数」を記した記録である。原告は、平成7年から平成22年まで毎年、ホテル館内におけるホテル上陸数(幼虫が陸に上がって蛹になる数)羽化数(蛹から成虫になる数)を数え、記録してきた」(2頁)

「(4) 記録の正確性

被告の主張によれば、これらのホタル飼育の生育部分は全て虚偽であったことになろう。しかし、この記載を見れば分かるとおおり、その内容は極めて具体的かつ詳細なものであって、これらが飼育実態に基づかない創作によるものなどということとはあり得ない」(3頁より)

(2) 平成5年～9年度にかけての虚偽報告

しかしながら、被告が指摘し、原告が認めたように平成5年度から平成9年度までのホタル羽化数報告は全くの虚偽であった。

平成5年から9年度の実際の化数は

「やはりおよそ2万前後だったと思います」(原告本人尋問調書2頁)と原告が供述するところである。

ところが、ホタル夜間特別公開時の羽化数でも(乙2号証11頁表5より)

平成5年度	6 6 3 4 6 匹
平成6年度	1 7 7 4 5 8 匹
平成7年度	1 9 4 7 4 2 匹
平成8年度	1 3 8 1 5 1 匹
平成9年度	4 0 4 1 6 匹

全くのデタラメ数字を実に5年間にわたり報告し続けていたというのである。

(3) 甲40号証の1―「平成7年度ホタル上陸、羽化状況」

この書証でみると、例えば「ホタル羽化状況、平成7年7月」時点での累計は「ゲンジ92681」「ヘイケ92466」と合計185147匹が記されている。

しかも、この記録は単に7月末時点での数字をまとめて報告したのではない。この年は、4月18日から始まって8月31日まで4ヶ月半にわたり、毎日毎日、詳細に嘘の数字を書き続けているのである。

もちろん、ホタルの羽化状況だけが虚偽だけではない。

ホタル幼虫上陸状況も虚偽である。平成7年7月末時点で「ゲンジ208790」「ヘイケ184588」と膨大な虚偽数字を報告していたのである。

しかも、「184588」だと概数ではなく正に原告準備書面で主張されるよ

うな詳細な数字を装ってである。

そして、7月の羽化状況報告一覧の備考欄を見ると

「せせらぎ、ゲンジ昨年より15899匹多い羽化」

8月の羽化状況の備考欄には

「栗山行きヘイケボタル6・7日にて3191匹採集」

などと、原告準備書面(8)で主張されるように実に具体的に嘘の報告が行われてきたのである。

10万単位の端数まで詳細に数えたかのように数字を報告し、「昨年より15899匹多い」などと具体的に記載されると、これがにわかに嘘の報告であると見分けることはできない。

しかし、現実には2万匹前後の羽化を20万匹近くにまでふくらませて嘘を報告していたのが原告である。

(4) 甲40号証の3―「平成9年度上陸確認数、平成9年度羽化確認数」

これは、原告が嘘の報告をした最後の年と自認する平成9年度の報告書である。

この年も2万匹前後だった羽化数を、この報告書の9月時点では「ゲンジ21374」「ヘイケ18305」とし嘘の報告を、毎日毎日、詳細に行っている。

(5) このように原告は、平成5年から始まって平成9年まで5年間にわたり、嘘の報告を行ってきた。その記載は、原告が準備書面(8)3頁で主張するように

「極めて具体的かつ詳細なものであって、これらが飼育実態に基づかない創作によるものなどということはない」

と多くの人に思わせる内容に仕上がっているのである。

しかし、これは、虚偽であった。

しかも、たった一度だけ犯したものではない。平成5年から始まって平成9年まで続けられたというのである。原告はこの間、詳細に具体的に嘘を報告してきたのである。とすれば、このような原告による報告は、その後、その数字がどれほど詳細のようであっても、また、どれほど具体的であっても、疑いを持って点検し、問題があればその疑惑を追及するのは当然であろう。

特に被告は、区議会議員として区政を監視する重要な役割を負っている。その立場から徹底して疑惑を追及し、疑問点を区民に情報公開していく必要がある

ったのである。

2 ホテル館での羽化数の限界についての原告の発言の変遷と平成11年度～平成14年度の羽化数についての疑問

(1) 平成26年7月15日の原告らの面談時の発言より（甲205）

この面談時、原告は被告と

阿部「多分先生ね、あそこの面積でマックスだと思います。

3万とか4万なんて不可能に近い」

松崎「2万がマックス？報告でも1万9000とかありましたもんね」

とのやりとりをしている。

そして、平成29年11月13日に行われた原告主尋問でも「平成5年から9年度の実際の羽化数というのは、何万匹ぐらいだったんでしょうか」という原告代理人からの質問に、何の警戒もなく素直に

「やはりおよそ2万前後だと思います」（原告本人尋問調書2頁）

と答えているのである（尋問調書2頁より）。

(2) 平成11年度～平成14年度の報告数

ところがである。乙2号証11頁の表5より分かる通り

平成11年度は41047匹

平成12年度は34088匹

平成13年度は36110匹

平成14年度は35583匹

と、この4年間、原告が不可能に近いと言われた「3～4万」の数字が4年間にわたって続いたというのである。

虚偽報告と原告が認める平成9年度は40416匹である。この平成9年度より平成11年度は多い41047匹と不可能に近い数字が記録されたという。実際の平成5～9年までの羽化数は2万匹前後だったと原告本人尋問における主尋問で認めているのに、この11年度の4万匹を超える数字が正確だと誰が信用できるであろうか。

(3) 虚偽報告が始まった平成5年度は「ホテル飼育施設開設」の年であった（乙2号証11頁表5）。大きい虚偽の数字を報告して、板橋区の予算を取ったのである。

平成11年度から平成14年度まで、不可能に近いと言う3万匹以上の数字が続き平成14年に「外せせらぎ完成」となると平成15年度からは2万匹代となる。必要な予算獲得に合わせて報告数字が上下しているのではないかと疑問を持ち、このような疑問から、累代飼育全体への疑問、そして疑惑追及へと発展していくのは議員として当然なのではないだろうか。

3 生息調査時（平成26年1月27日）の幼虫の大きさについての原告の発言の変遷

(1)ア 原告陳述書（甲203号証）

この陳述書で原告は、1月末の2齢幼虫の体長は、「6～8ミリ」程度とし、原告主尋問では「6ミリから9ミリくらいの」と供述し、あるいは「8ミリ」との質問に「それくらいですね」と答える（原告本人尋問調書4頁）。

イ 平成26年7月15日の面談時発言（甲205号証）

しかし、上記の原被告らの面談時には、

「大きさは5ミリから20ミリです」（7頁下から7行目）

「7から9万匹が大きくても10から12ミリ」（7頁下1行目）

「でも基本的には先生ね、大小8ミリから10ミリくらい前後のものがいます」（11頁下から3行目）

などと素直に話している。

(2) 幼虫の大きさは、区による生息時調査での見逃しの有無にかかわる点だとし、何ミリなのかとの発言が交わされてきたところである。

原告が真実25年間にわたってホタルの累代飼育を行い蛹から幼虫への変化をつぶさに観察してきたのなら、「大小8ミリから10ミリ前後」という発言が時と所を変えることで「6ミリから8ミリ」と変化してしまうことに疑問を持つのは当然であろう。

目合いが0.5ミリというサーバーネットを使用した採取法がどうかと議論し、幼虫の太さは1ミリか2ミリかという話が出る中で、「大きければ20ミリ」「大きくても10ミリから12ミリ」「基本的に大小8ミリから10ミリ」という話しが、いつの間にか公式見解かのように陳述書では6～8ミリとされてしまうのである。

幼虫上陸数、羽化数についての虚偽報告を続けた原告の幼虫の大きさについ

てのこの変遷もまた、誠実な生物に対する取組みを疑わしめるものとして捉えることは当然と言わなければならない。

4 原告の水質基準等についての知識のあやふやさ

(1) 原告の陳述書（甲203号証）での水温表とDO値表

ア 原告の陳述書（甲203号証）9頁にはDO値表が水温表として貼付けられ、その誤りを被告代理人が指摘しても原告は直ちにそれに気付かず、表示する月と数値がズレてしまっているなどと強弁しようとしたことは先に指摘した通りである。

イ 被告代理人のような素人でさえ、すぐに気がつくこの誤りに、25年間、1度以内の数値の変化に気を配ってきたと専門家だと主張する原告がすぐに気付き誤りを理解しないのが疑問なのである。

(2) DO値の変化要因についての知識の欠如

ア さらに原告は、甲203の陳述書で、水流が早まれば飽和量は高まるとか、日によってDO値が変化すればホタルへの負担は極めて大きくなる等と専門家のように述べる。

しかし、DO値は水流の速さとか水の攪拌などによって変化せず、また自然界では1日の間にその数値は変化すること、そして原因は水の中に含まれるクロロフィルを持った生物の光合成が原因であることが古くからの報告で知られているのである（乙52号証）。

イ 原告はこの報告を知らないとのことである。

要するにDO値は自然界でどのような数字で表れ、一日の間に変化するのか、その原因は何と考えられているのかを調べず、知らずにきたとしか考えられない。

それで、どうして、変化によりホタルに大きな負荷がかかるとか、DO値をコントロールし、その変化を殆ど起こさないようにしてきた、等と認められるであろうか。数値の意味を理解し、原因を明らかにすることが数値コントロールには不可欠なはずである。

(3) 小括

原告は、その準備書面(8)で「ホタル生態水槽水質検査」(甲41号証)を取り上げ、原告がいくつかの水質基準を記録し最適な水環境を構築してきたとして

「これもまたホタル飼育を実践していたことを示す証拠に他ならない」と主張するが、詳細なホタルの羽化数と幼虫の上陸数について虚偽報告を平成5年から少なくとも4年間続けてきた原告の報告であり、DO値の変化要因も研究せず管理してきたと思われる原告の報告では、何らの証拠ともなりえないというしかない。

被告が、このような報告をも信用することは出来ないとして疑惑追及の手を緩めなかったのは当然である。

5 近親交配についての原告の発言のあやふやさ

- (1) 原告は、ホタル館のゲンジホタルは福島県の大熊町で採集した300個の卵がその始まりだとする。そして、この300個の卵を採取した状況を阿部宣男(Nobuo Abe)著とする原告の著書「ホタルよ、福島にふたたび」(乙1号証83頁)で次のように描写している。

「コケの上に数の子のような黄色いツブツブしたものがびっしりとあり、その上にホタルが1匹止まっていた。おそらく産卵をしているさなかだったのでしょう」「これだ、これがホタル卵に違いない」「私はそっとコケのついた石を持ち上げ、あらかじめ用意していたプラスチックケースにいれました」「当時一緒に働いていたスタッフの中にも、のすごく几帳面な人がいまして、彼が一生懸命数えてくれて、300個ほどあると判明したのです」

ところが、原告主尋問では、「そのとまっていた成虫が1匹だけだったかどうかというのは、記憶がありますか」という質問に

「それは多分、複数いたと思います」(原告本人尋問調書14頁)

と答え、いつの間にか、複数のホタルが産みつけた卵と変えていく。

- (2) このような卵を元にして始まったホタル館での飼育が25代にわたって外部からのホタルの補充が一切なく続いたとするのが、原告が主張する累代飼育である。しかし、このように300個のゲンジホタルの卵がもとで、外部からの補充が一切ない狭い空間での飼育を25代にわたって続けたら、近親交配は避けられず、その弊害が出るはずである。これが被告の抱いた大きな疑問であった。

ところが、これに対し、原告は全くあいまいな答えを次に述べるように終始

し続けるだけであった。

- (3) ホタルは近親交配を避ける「本能」があると原告は主張する（原告本人尋問調書36頁）。

被告代理人が、その避ける「本能」をどうやって原告が確認したのかを問うと

「本能があるというのは、現実的に自分が蛍を飼育させていただいて、ずっとその羽化期、飛翔、交尾期というのを見ておりましたが、強い光を選んでるなというところで、弱い光の雄は、なかなか選ばれなかったという部分がありました」

というのが、その答えというである。しかし、強い光とか弱い光などというのは原告の感覚の話で、何のデータも示されていない。

また、仮にその感覚が当たっていたとしても、強い光の雄は、この血族、弱い光の雄はこの血族という違いがあるのか、個々の蛍の個体なのかも何の説明もない。

しかも、元は300個の卵で25代にわたる閉鎖空間である。羽化するホタルの数は、2万匹のホタルの内の3～4割6000～8000匹にもなるというのである。

「25代続くと、蛍は全員が兄弟姉妹の可能性っていうのは、もうかなり高いですよ。」

ありますよね」（原告本人尋問調書37頁）

という反対尋問でのやりとりが示すように、この空間では、近親交配は避けて通れず、したがってホタルには近親交配を避ける本能がある、それは、強い光と弱い光で区別していたなどということで25代にわたる累代飼育で近親交配が生じなかったかのような説明をするのは、およそ筋の通らない、説明にすらなっていない語りなのである。

また、もし、仮に原告が説明するように、ホタルが強い光を選ぶことで近親交配を避けているとしたら、「強い光のホタル一族」と「弱い光のホタル一族」がいるということになるが、交配を避けられてしまった弱い光のホタル一族はどのようにして種を保存していくのであろうか。

原告の説明は、不合理きわまりないのである。

- (4) 被告は、近親交配があるから累代飼育はありえない、などと全否定するものではない。この点は被告へ反対尋問をされた原告代理人も充分理解されていなかったようであるが、全否定ではない。

元々、原告が飼育を始めた当時であったか、既に多摩動物園では5代までのホタルの累代飼育は成功していた。

昆虫の世界では、近親交配は一定程度ありえる話で、5世代続いてもおかしくはないとも言われている。

しかし、これがそれ以上続くと近交弱性という用語があるように、産卵や飛翔能力に影響や弊害が出てくるのである（被告本人尋問調書16～17頁）。

つまり、ホタルには近親交配を避ける能力があつて、この能力ゆえ25代の累代飼育が出来たということはありません、ホタルは近親交配を避けない、それでも5代程度は続く、しかし、避けないからやがて弊害が出て到底25代まで続くことはないと言われたいと被告は考えるものである。

原告は、「避ける本能」でこれを説明しようとするが、300個の卵からの25代飼育では避けようがない状態がもうとっくに作られてしまっているのであり、到底300個の卵から狭い空間で25世代にわたって外からの補充なく累代の飼育を続けるのは無理なのである。

なお、鈴木浩文氏は乙45号証の陳述書で、300個の卵はその数とホタルの産卵能力からして一匹のホタルの卵からと考えるのが自然としていることを指摘しておく。

- (5) 「その中でどうやってそれを避けているというふうに、あなたは確認されたんですか。

蛍さんに聞いて下さい。それは」（原告尋問調書37頁）

と原告は聞き直して答えるしかなかった。蛍は全員が兄弟姉妹という閉ざされた空間では、避けるなど出来ない。

このように、ホタルを25代にわたり25年間飼育してきたと称する原告が累代飼育を続ける中で極めて大きな課題となる近親交配について、避けられない状況の中で、避ける本能を持ち出し、強い光と弱い光による区別などという何だか分からない話で終わらせるその言動に、被告が疑問さらに疑惑を持ち、これを追及し、区民に情報発信を続けたのは当然のことであり、何ら違法にな

りえない。

6 補助飼育について

有限会社ルシオラの代表取締役である深田芳恵氏は、原告の指導のもとに藤沢市大清水浄化センターなどの複数の施設で累代飼育を行ってきたとする。しかし、この藤沢市のホタルは決して藤沢市だけで飼育されてきたのではなかった。千葉の匝瑳市にある施設で飼育したホタルを藤沢市のホタルが足りないと補充していたのである。原告は、「これは藤沢市の中で育ったホタルを採取して違うところに持って行って室内、室内でしっかり飼育するということです」（原告本人尋問調書30頁）とするが、そもそも何故、藤沢市から千葉に分離して持って行かなければいけないのか全く不明である。また、何故深田証人は、この補充飼育を行っていた場所を徹底して隠そうと証言を拒もうとしたのか。被告が、藤沢市の浄化センターへの独自調査をし、千葉への調査を行い疑問と疑惑を深めていったのは当然なのである。

7 原告の言動の偽りと多くの疑問、そして被告の調査追及と情報発信

- (1) 以上述べたように、平成26年1月27日の板橋区の生息調査以降原告の言動については、虚偽報告の発覚や数々の疑問のある言動が積み重なり、被告の累代飼育への疑問はふくらみ、それは疑惑へと発展していった。区議会議員として、この問題を追及し、判明した事実を広く区民に情報発信していくのは当然の責務であった。
- (2) ホタルの羽化数等についての数年間にわたる虚偽報告の発覚、近親交配について曖昧な言動、DO値などの水質問題についての知識不足、幼虫の大きさについての発言のブレ等、これまで誰もが原告からの反撃を恐れてかチェックせず、板橋区は厳しい財政事情にもかかわらず多額の資金を支出してきてしまったのである。

ホタルの羽化数は2万程度、3～4万は不可能に近いと原告が発言するような狭い施設で、何と20万匹のホタルが羽化したと報告し、これについて板橋区の行政も、生物学者も、ホタル愛好家も口を閉ざしてきたのである。ここに切り込んだのが被告である。行政の健全化を求め、不正を許さないとする被告の真摯な姿勢こそ最大限評価されなければならない。

被告の情報発信に違法性を認めることは許されない。

これを違法とすることは、行政における公務員の疑惑を追及することに大きな障害を与え、とり返しのつかない損失をもたらす。

被告のホタル疑惑追及行為については、違法性はない。

第2章 ナノ純銀の放射能低減効果を否定する表現によって名誉棄損は成立しない

第1 被告の主張

1 正当な論評として許容されるべきこと

放射性同位体の半減期は、放射性同位体ごとに定まる確率（崩壊定数）のみによって定まり、その期間は化学的環境（熱・電磁場・化学反応など）には一切依存せず、半減期は放射性同位体ごとの固有の期間となるものである。

したがって、ナノ純銀による放射性同位体の半減期の減弱などは科学的検証に耐え得ない言説であることを踏まえて、ナノ銀による放射性物質の除染効果をうたう原告らの言説に対して「ウソ」「インチキ科学」「インチキ商法」「非科学的な妄言」「デタラメ」等の評価を行ったものである。

ナノ純銀による放射能低減効果に対する「ウソ」「インチキ科学」「インチキ商法」「非科学的な妄言」「デタラメ」といった評価は、「ナノ純銀による放射能低減効果」との言説には科学的な裏付けがないという事実関係を踏まえた合理的な推論に基づいた論評をしているにとどまるというべきであり、正当な政治活動（表現行為）として許容されるべきであり、被告の表現行為について名誉棄損が成立しないことを以下第2において詳論する。

2 特に、真実性の証明の対象について

(1) 名誉棄損において、適示された事実が、公共の利害に関する事実であること、専ら公益目的でなされたこと、適示された事実あるいは表現の前提としている事実が真実であること（真実であると信じたことが合理的であること）が立証されたとき、違法性を欠くものとして、当該表現行為は不法行為を構成しないとされている（最高裁昭和58年10月20日判決）。

すなわち、適示された事実あるいは表現の前提としている事実が真実であること（真実であると信じたことが合理的であること）が要求されていることからすれば、いわゆる真実性の証明の対象は、適示された事実あるいは表現の前提としている事実であり、本件においては、被告は『ナノ純銀による放射線低

減効果』が認められないからこそ、原告の言説を『インチキ科学』、『似非科学』として表現してきた」ところであって、適示した事実あるいは前提となる事実は「ナノ純銀による放射線低減効果は認められないこと」であるから、真実性の証明の対象も「ナノ純銀による放射線低減効果が認められないこと」と解される。

- (2) これに対し、原告は、準備書面(6)において「ナノ純銀を用いることによって、様々な実験で放射線低減効果が明らかになっている」ことそのものが真実であると主張し、原告が行った実験結果が虚偽だと証明できない限り、真実性の証明とはならないと主張した（原告準備書面(6)参照）。

この主張に対して被告は、被告準備書面(11)において反論を加えた通り、「ナノ純銀による放射線低減効果がある」と科学的に認められるためには、原告以外の第三者によって原告が行った実験をそのまま再現した際に「ナノ純銀による放射線低減効果」が確認されなければならない、そもそも原告は「ナノ純銀による放射線低減効果が明らかになっている」という科学的に真実でない言説を「真実」であるとして、真実性の証明の対象とするものであって、上記最高裁判決の解釈ともかけ離れた独自の主張であって失当であることを論じた。

- (3) 被告準備書面(11)に対して、原告は、原告準備書面(12)において、「被告の主張（引用者注：被告準備書面(11)における主張のこと）は論理の飛躍があり、その真実性の証明の対象を科学的な証明論に引きずり込み錯綜させようとしているとしか言いようがない」などと批判し、さらに原告準備書面(13)において、「本件において真実性の対象について、「原告による実証実験の結果、ナノ銀を施した実験対象では、放射線低減効果が得られた」ことが真実性の証明の対象であると繰り返し主張するに至った。

原告が真実性の証明の対象について「ナノ純銀を用いることによって、様々な実験で放射線低減効果が明らかになっている」（原告準備書面(6)）から「原告による実証実験の結果、ナノ銀を施した実験対象では、放射線低減効果が得られた」（原告準備書面(13)）と変化させ、原告準備書面(16)や被告本人尋問の反対尋問に際しての原告代理人の質問からは、さらに真実性の証明の対象を「原告による実証実験と称する実験によって数値が変化したこと」に変遷させようとしているものと思われる。

- (4) しかしながら、被告準備書面(17)で述べた通り、「ナノ純銀による放射線低減効果が得られた」か否かは、検証実験の数値の変化だけから明らかになる「事実問題」ではなく、「第三者による再現実験によってもナノ銀による放射線低減効果が確認されなければならない」科学的な評価の問題にほかならない。そして、原告が行った、各実証実験について、ナノ銀の放射線低減効果によって「放射線量」が下がったことが確認されたなどと評価することはできないことは、原告準備書面(2)17頁以下で述べたところであり、原告による実証実験の結果、「ナノ銀に放射線低減効果が認められる」ことは明らかにされているものではなく、原告の主張による真実性の証明の対象設定自体破綻している。
- (5) したがって、本件におけるいわゆる真実性の証明の対象は、摘示された事実あるいは表現の前提としている事実であり、本件においては、被告は『「ナノ純銀による放射線低減効果」が認められないからこそ、原告の言説を『インチキ科学』、『似非科学』として表現してきた』ところであって、摘示した事実あるいは前提となる事実は「ナノ純銀による放射線低減効果は認められないこと」であるから、真実性の証明の対象も「ナノ純銀による放射線低減効果が認められないこと」となる。第3において「ナノ純銀による放射線低減効果が認められない」ことを明らかにし、被告の行った事実摘示は真実であって名誉棄損は成立しないことを詳論する。

第2 「インチキ科学」などの表現は論評であること

1 インチキ科学は一般名詞となっていること

- (1) ニセ科学（疑似科学やエセ科学とも言われる）は、科学っぽい装いをしている、あるいは科学のように見えるにもかかわらず、とても科学とは呼べないものを指す。ニセ科学は、科学的な思考を麻痺させ、思考停止にし、国民を非科学の方向にいざなう。ニセ科学で特に問題なのは、健康系、医学系であり、根拠のない治療や商品で散財させたり、かえって健康を悪化させたりすることもある。
- (2) このように、科学っぽい装いをしながら科学とは呼べないものに対し、これを「ニセ科学」「エセ科学」と評することは、評価の仕方として、一般に認められているところである。例えば「ニセ科学」という用語が学術分野で使われた例のひとつに、2006年3月に開催された日本物理学会第61回年次大会の

「物理と社会」分野で『「ニセ科学」とどう向き合っていくか?』というタイトルでシンポジウムが開催されている(乙44号証1頁)。

また、理科教育を専門とする左巻健男法政大学教授も「ニセ科学を見抜くセンス」という著書で、EM、マイナスイオンなどをニセ科学として批判するとともに、「ナノ銀除染」をもニセ科学の一つとしてあげており、統計物理学者の菊池誠大阪大学教授は「インチキ科学」との表現を用いている(乙42号証)、(乙42号証)。

さらに、宇宙物理学者の池内了名古屋大学名誉教授は、著書「疑似科学入門」の中で、科学の名を借りて行われるさまざまな言説に対して、ニセ科学、エセ科学、トンデモ科学、疑似科学といったいろいろな呼び方がされていることを明らかにしており、本訴訟で証言した小波秀雄京都女子大学名誉教授も、科学のように見せかけた有害な言説や製品について化学の専門家・学生向けの記事で「ニセ科学」という呼び方を用いて注意を喚起していることを明らかにしている(乙22号証の1)。

このように、「ニセ科学」「トンデモ科学」「疑似科学」といった表現は既に一般名詞として機能しているものである。

- (3) そして、小波教授は、「ニセ」、「インチキ」などという言葉は、強い非難のニュアンスを帯びた表現を用いることについて、科学的にありえない行為に向けられる時には、その行為のもつ非科学性によってもたらされる社会的損失のほうに、むしろ優先的な意味を持つのである。ニセ科学やエセ科学などと呼ぶことは、社会に対する強い警鐘として機能し、結果的に被害を食い止めてきていることを明らかにしている(乙22号証の1、小波証人尋問調書7頁)

2 「インチキ科学」等の表現は「ナノ純銀による放射能低減効果」に対する論評であること

- (1) 原告の放射能あるいは放射線に関する言説の非科学性

ア 原告は、要するに、甲15号証から甲18号証の各実証実験の結果から、ナノ純銀担持体には「未解明の低減効果メカニズム」があって、ナノ銀粒子には、「40K放射能の低減効果も有するという仮説」を設定し、その仮説に関して、「ナノ銀は放射性物質を凝固してしまい、放射能を封じ込めます。」との説明を試みたり(甲21号証)、あるいは「放射性物質は原子核の陽子と

中性子数がアンバランスになった物質です。ナノ純銀はそのアンバランスを整える役割です。早い話、半減期(放射性物質は、放射線を放出し、別の原子へ、やがて放射線を出さなくなる)に近づける役割]であるとして、「ナノ純銀自体プラス800ミリボルト、マイナス800ミリボルト、計1600ミリボルトを一秒間に100万回入れ替わっています。放射線もエネルギーですので、エネルギーの強弱はあるものの、短期間で、ナノ純銀エネルギーに打ち消されます。」等との説明を試みたりしてきた(原告ブログ2011年11月26日。

イ 原告によるこれらの説明が、未解明のメカニズムを明らかにしたものではないことはもちろん、科学的に何ら実証されておらず、かえって、原告の言説の中で矛盾をはらんだものである。

(ア) 例えば、「放射性物質を凝固する」とはどういうことか不明であるが、放射性物質をある物質に吸着させても放射性物質の量に変化するものではなく、放射性物質が移動しただけであり、それだけで放射能が減弱することにはなりえない。

(イ) また、原告は「放射能のエネルギーを奪い取ります」、「ガンマ線のエネルギーが消滅」、「高い放射線量でもエネルギーに変換」などは、これまでの物理学で真理とされているエネルギー保存の法則に反する言説であり、原子核壊変が起きているのであれば、エネルギーがより高い放射線として放出されなければならないことになる。しかしながら、原告の実証実験においては、ナノ銀によって、より高い放射線が放出されることは示されておらず、奪い取った、あるいはガンマ線から消滅したエネルギーがどこへ行くのか全く示されていない。

(ウ) 原子核を作っている陽子や中性子を結びつけているエネルギーは、電子の状態が変わることによって起きる化学反応でやりとりされるエネルギーのおよそ百万倍とされ、化学反応でやり取りされるエネルギー量と6桁の違いがあることから、化学反応によっては、原子核の壊変に影響を与えることはできないと理解されている。したがって、ナノ銀による化学反応によって、「放射能のエネルギーを奪い取る」ことはできず、「ガンマ線のエネルギーを消滅させる」こともできず、「高い放射線量でもエネルギーに変

換」することもできないというのが、物理学の基本的な理解であって、原告の言うナノ銀によって「効率良く放射能及び放射性物質をエネルギー分解し無害とします」ということ自体、物理学では説明できない非科学的な言説なのである。

(エ) そのほか、「人工放射能は体内に濃縮・蓄積します。自然放射能は体内に濃縮・蓄積しません。」(原告 Facebook 2011年11月30日) などについても、原告による実証実験の結果から説明できる事柄ではなく、原告の言説には全く根拠が示されておらず、「濾材自体が放射性産業廃棄物になりにくい」(原告 Facebook 2011年1月3日) などに至っては、放射性物質を含む汚染水を濾過した濾材には放射性物質が吸着されることになるが、これは、単に汚染水から放射性物質が濾材に移動しただけであって、水の放射性物質量は減るが、放射性物質の総量が減少するものではない。

(2) 被告は、原告による上記の放射能あるいは放射線に関する言説を前提に、原告の主張する「ナノ純銀による放射能低減効果」なるものは科学的に証明されておらず、これまでの物理学によって否定される非科学的で言説であることから、ナノ純銀による放射能低減効果が認められるとする原告の言説に対して「ニセ科学」「デタラメ」「非科学的な妄言」であって、これを真実であるかのように装う言説に対して「ウソ」「インチキ科学」「インチキ商法」「非科学的な妄言」「デタラメ」との評価を示したものである。

3 小括

以上述べた通り、「ウソ」「インチキ科学」「インチキ商法」「非科学的な妄言」「デタラメ」といった評価は、「ナノ純銀による放射能低減効果」との言説には科学的な裏付けがないという事実関係を踏まえた合理的な推論に基づいた論評をしているにとどまるというべきである。

そして、原告は、ルシオラ社に「ナノ銀による除染」の技術を提供し、ルシオラ社においてナノ銀を使ったろ過セットを福島第一原発によって放射能に汚染された地域に販売するなどしており(深田芳恵証人尋問調書2頁, 4頁)、「ナノ銀溶液」や「ナノ銀担持骨炭」など全く除染効果がないものについて、除染効果があるかのように喧伝され商品化され販売される状況に対し、「ニセ科学」と批判しておくことは正当な目的でなされたものであって、公正な論評として許容されな

ければならない。

第3 ナノ銀の放射能低減効果は認められないこと（真実性について）

1 ナノ銀の放射線低減効果を科学的裏付けのない言説であること

(1) 放射能の半減期が化学反応では起こりえないこと

放射能を持つ元素（放射性同位体）の原子核は、時間の経過に伴って確率的に放射性崩壊をして他の元素に変化していく。はじめの原子数が N 個であるとき、その半分 $N/2$ 個まで放射性崩壊するまでの時間が、その放射性同位体の半減期とされる。

また、ある放射性同位体の放射能が XBq であるとき、それが時間経過によって半分 $X/2Bq$ になるまでの時間をいうこともある。

いずれにせよ、放射性同位体の放射性崩壊は自然に発生するもので、半減期の長短は、放射性同位体ごとに定まる確率（崩壊定数）のみによって定まるものである。すなわち、崩壊までの期間はその物質の置かれている古典物理学的・化学的環境（熱・電磁場・化学反応など）には一切依存せず、半減期は放射性同位体ごとの固有の期間となるものである。

これらは、自然科学における人類の実証的探求の結果、科学的事実が立証されている放射線物理学の学問的知見である。

したがって、「ほぼ“半減期”が約1～2か月程度の減弱効果が存在する」（訴状11頁）などということは、これまでの放射線物理学の学問的知見をひっくり返す世界的大発見であるが、以下述べるとおり、原告によるナノ純銀による放射線量の低減効果の実証実験はいずれも科学的検証に耐え得るものではなく、原告の主張自体科学的検証に耐え得るものではないことは明らかである（乙22号証の1、乙43号証、乙44号証、小波秀雄証人尋問調書1～7頁参照）。

(2) 原告による実証実験では何らの効果も実証されていないこと

ア 訴状記載の原告が行ったとする実証実験自体、ナノ純銀担持コラーゲン水溶液による放射線量の低減効果を実証する実験を行うならば、「ナノ銀のみを抜いた系」すなわち、「ナノ銀を担持していないコラーゲン水溶液」による対照実験が不可欠であるにもかかわらず、原告の行った「実証実験」では、かかる対照実験は全く行われておらず、そもそも科学的にナノ銀の効果を見

極めることもできず、何らの実証実験にもなっていない。

すなわち、原告の行った「実証実験」は、そもそも実験の基礎を無視したものであって、科学的検証に耐え得るものではないというほかない。原告の実証実験と称するものによっては、ナノ銀による放射能の除染効果は全く実証されていないことは被告準備書面(2)において詳述したところである。

イ また、小波秀雄教授の意見書(乙22号証の1)においても、原告のおこなった実証実験結果が示された甲15号証について「15号証に記載されている試験は、コントロールを用いて効果を正しく評価する手法からは逸脱しており、ナノ銀に効果があると結論付ける根拠にはならない」(乙22号証の1・6頁)と評価されており、また、甲19号証については、「この文書をもってナノ銀による効果の存在を検証したものとすることは無理である」と評価されているところである。(なお、小波証人尋問調書4～5頁)。

(3) 日本原子力研究開発機構による測定結果(乙18)

被告準備書面(4)で詳述した通り、日本原子力研究開発機構において、ナノ純銀による放射線低減効果に関して、検証試験を行った結果、比較資料全てにおいて、放射能の変動はなく、ナノ純銀を利用した除染資材による土壤に含まれるセシウムから発生する放射線量の低減効果は認められなかった(乙18号証)。

検証方法は、ナノ銀資料を添加した3資料と添加していない3資料を繰り返し測定し、放射線量の変動は認められないというものであって、ナノ銀に放射線低減効果がないことが明らかとなっている。

2 原告による反論が反論たりえないこと

(1) 原研の検証結果は信頼できるものであること

ア 原告は、原告準備書面(6)において「原研の測定方法等の問題点」として、① 初期値測定の不存在、② 測定器等の明記がないこと、③ 第2回目試験のA土壤の結果分析から見た問題点、④ 「ゼオライト混入」土壤問題をあげ、原研が行った試験結果について信ぴょう性がないと主張する。

イ これら原告の指摘によっても、原研が行った検証結果の信頼性が揺らがないものであることは、被告準備書面(11)において述べた通り、原告による指摘は科学的に的外れであって、あるいは難癖をつけるものであるほか、計測された数値の信頼性を損なうものではなく、「ゲルマニウム測定装置を使用

した放射能測定を行った結果、土壤に含まれるセシウムの低減効果は認められなかった」とする検証結果の信頼性を揺るがすものではない。

(2) 「科学的なエネルギーレベルの反応が原子核に影響を及ぼす」ことはない

ア 原告は、原告準備書面(16)において、「原告らは、間違いや誤差を減らす工夫を凝らしながら、何度も何度も繰り返し実験を行い、その結果を分析している（これまでの放射線測定回数や測定に費やした時間は数限りない）」としたうえで、「膨大な手間をかけて研究を行っているのである」として、「現時点では、実験の手法や自一軒のデータの分析についての批判は、それ自体として意味があるものの、『(自分の知っている) 科学の常識に反している（合わない）』という批判は意味を持たないと主張する。

さらに、「小波氏は、科学的なエネルギーレベルの反応が原子核に影響を及ぼすことはない」と主張しているが、これは、一般に、科学の対象があまりに広がる一方、細分化が進み個々の科学研究分野の動向に疎くなりがちで、ある特定の研究分野の最前線に疎くなった科学者一般の『常識的見方』というに過ぎない」とも主張し、自分たちのデータを常温核融合、凝縮系核反応や低エネルギー核反応(LENR)(以下「常温核融合」と総称)を持ち出して科学的根拠があるかのような主張を繰り返している。

イ しかしながら、このような原告の主張自体失当であることは被告準備書面(19)で反論し、さらに乙43号証の小波秀雄教授意見書においても批判されているところである。

小波秀雄教授は本訴訟において、半減期を人工的に変えることが可能であるかとの質問に対し

「これを変えるとしますと、例えば原子炉の中におけるような非常に高エネルギーの粒子をぶつける、あるいは中性子をそこに侵入させるとか、そういった特殊な環境の中で、各そのものに変化を充てることができれば変わっていきますが、一般的な自然環境あるいは科学的な作業において、それが変化することはありません。少なくともそういうことは、現在の物理学、自然科学の世界において一つも発見されておりません」(小波証人尋問調書2頁)

と述べ、さらにそのような技術が発見された場合にどのような評価となるか

との質問に対し

「もちろんこれは、もうトップクラスのサイエンスのニュースになりますので、直ちに『Nature』とか『Science』とか言ったもので取り上げられまして、そして世界中のニュースになり、一年もしないうちに、正解中で追試がそれが始まって、大変なブームになっているはずですよ。現実にもそういうことが起きたというニュースが80年代にも一度ありまして、それでいわゆる常温核融合という名前で大騒ぎになりましたが、それは結局、立木絵になりました。そういう騒ぎになるはずですよ。」

と述べ、常温核融合について「少なくともそれを確証するような証拠は一切出ていない」と証言している（小波証人尋問調書2～3頁）

すなわち、「化学エネルギーは原子核反応に影響することはない」という原理は、「特定の研究分野の最前線に疎くなった科学者一般の『常識的見方』」などとして切り捨てられるものではなく、現代の物理、化学の世界で広く共有されている原理であり、これと異なる仮説は実証されておらず、原告らによる「科学的なエネルギーレベルの操作が元素返還を引き起こす」（原告準備書面(16)）、「放射線各種の壊変率（崩壊定数、あるいは半減期を人工的に変える）」ことが可能であるとの主張自体、科学的根拠を持ち得ていないのである。

ウ 低エネルギー核反応は科学的裏付けとなりえないこと

原告らは、自らの実証実験におけるデータについて、常温核融合、凝縮系核反応や低エネルギー核反応(LENR)(以下「常温核融合」と総称)を持ち出して、「ナノ銀の放射線低減効果」と結びつけようとしている。

しかしながら、化学反応レベルの低エネルギーで核反応が引き起こされるという主張は、再三にわたって登場しているものの現時点で実証されていない仮説にすぎず、将来において実証される可能性も否定的に見られている(乙43号証)。

また、1980年代の「常温核融合」は、ポンズとフライシュマンという2人の電気化学者の記者会見によって1985年3月に始まり、同年夏頃には、様々なグループが実験しても再現しなかったため、何かの間違いだったということで決着がついており、今に至るまで科学としては成り立っていない

いままになっていると評価され、常温核融合については、病的科学の典型例と指摘されている（乙44号証）。

エ 原告が言及する岩村康弘東北大学特任教授の研究について

岩村氏の2016年の中間報告にある要約（英文）では、余剰熱の測定評価に対する言及はあるものの、その発生が確認されたとはされておらず、その根拠は理論面でも実験においても示されておらず、核反応が生じた際に当然観察されるべき放射線の発生についてはまったく述べられていないなど、検証に失敗している実験であって、現在まで実証された理論にはなりえていないものと評価されている（乙43号証）。

さらに、なお、原告らが言及するとおり「米で特許 再現成功で「常温核融合」、再評価が加速」との報道がなされているとしても、この見出しと記事が物語るのは、岩村氏ら研究は、研究論文として査読を経て論文誌に公刊されたものですらく、これらの新聞記事や記事に記載されている「特許」を取得したことをもって、常温核融合等の低エネルギー核反応の存在が科学的な裏付けを持つことにはなりえない。

この点でも、原告は現在科学的に実証された理論に基づくことなく「ナノ銀の放射線低減効果」を主張しているにすぎず、これは科学的な裏付けを欠く言説であって「ニセ科学」との批判を免れるものではないのである。

(3) 原告は科学的素養を欠いていること

ア 原告は、本人尋問において、大学時代にサイエンス、科学の実験あるいは計測、観察にいった基礎的な手法について教育、指導を受けたことはないと供述し、さらに博士号を取得した茨城大学大学院においても、科学的な実験、計測、観察に関する体系的な指導は受けていないことを認めている（原告本人尋問調書49～50頁）。

そして、「ナノ銀による放射能減弱効果」の有無を検証するためには、

「ナノ銀というものがあつたとしますと、その銀だけを使わない、外した、非常に類似した環境を用意しまして、そして全く、それ以外全く同じであると、そういう実験を数十回、少なくとも数十回あるいは100回というふうに、何百回と繰り返します。そして、差が出ているということに関して、統計的な吟味をいたしまして、それで差が出

ているということになれば、それは統計的に A である問う形で結論を出します。これがすべて自然科学における論証の仕方であります。」(小波証人尋問調書 3 頁)

と述べられている通り、適切な対照、コントロールを準備してなされることが必要となる。

にもかかわらず、原告は水道水を対照、コントロールとして実証実験を行っているのであって、これはすなわち、原告は、原告自身がたてた仮説である「ナノ銀による放射能低減効果」を科学的に実証するために適切な検証方法を設定することもできず、全く比較対象とはならない対照、コントロールを使用した検証によって「ナノ銀による放射能低減効果」が実証されたと称しているが、原告の行った実証実験によっては「ナノ銀の放射能低減効果」など何ら実証されているものではないのである(小波証人尋問調書 4 頁参照)。

イ さらに、原告は、甲 202 号証 36 頁において「ホテルの発光器にガンマ線を照射する実験を行ったところ、 $0.3 \mu\text{Sv}$ から数値をあげていき、 $0.5 \mu\text{Sv}$ で、発光器内の細胞に異常をきたすことが判明しました」と述べており、かかるホテルへの放射線照射実験を、原告自ら、茨城県で行ったと供述した(原告本人尋問調書 50 頁)

つづけて、原告自身が放射線取扱に関する資格がないことを指摘され「あなたの陳述書には、実験を行った、私が行ったと、ここで証言もされているんだけど、この実験を本当に行ったんですか、あなたが行ったんですか」と問われると

「私が一緒に行っていました。だから、直接ではないです。」

として言を左右にし、さらに誰が実験を行ったか問われると

「茨城大学です」

と述べ、具体的には誰が実験を行ったか確認されると

「言えません」

として、供述を拒んだ(原告本人尋問調書 51 頁)。

一方、原告は、財界ふくしま平成 24 年 10 月号において、ホテル発光器へのガンマ線の照射実験の共同研究者であるとされた茨城大学稲垣輝美教授は、「『彼が、うちで学位をとったので、5 年前までは共同研究をしていまし

たが放射能には全く絡んでいない。放射能とは全く関係なく、人はホタルの光に対してどういうふうに感じているかという研究をしたのです。彼の学位論文にも、私との共著の論文にも放射能との関連は何も書かれていないはずです。』と完全否定なのです。」(乙38号証20頁)とされている。

また、「ヒトに比べて昆虫は放射線にむちゃくちゃ強いです。沖縄県で不妊中放飼が実施されているイモゾウムシの場合、体細胞の分裂が盛んなサナギの時期に80グレイ(8万mSv(引用者注:8000000000 μ Sv))のガンマ線を照射してようやく『不妊』になる程度です」とされ、環境省の自然環境計画課においてもホタルと放射線の関係について「調べたわけではないのではっきりしたことは言えないが、昆虫の一般的特性からして人間より耐性が強いので普通は考えられない」とコメントしている(乙38号証)

これらの事実からすれば、そもそも原告が茨城大学との共同研究としてガンマ線の照射実験をおこなったこと自体疑わしいといわざるを得ない。

ウ 原告は、実証実験と称するナノ純銀を用いた実証実験の動画を後悔しているが、その動画では、原告はビニール袋に入った「除染に用いたナノ銀骨炭」の線量測定をする際に、ビニール袋に測定用プローブをあて「最初は11.4。それが、0.23, 0.24…。これはもう自然の放射線量と同じといってもいい」などと話しあかともナノ銀骨炭自体の放射線量がみるみるうち激減しているかのよう説明している。

この測定用プローブを対象物に直接当てて測定していることについて、原告本人尋問において問われると

「だって、私は物理屋じゃないので、専門家ではないので」と述べ、放射線計測のスタンダードな方法、原告が用いたシンチレーション式サーベイメーターによる空間放射線量の測定に関するガイドラインを無視して行っていることを認めている(原告本人尋問56頁)。

放射線計測においては、線量計の針が落ち着くまで待つて数値を記録し、それを数回繰り返して、平均値を出して、放射線量の測定値とするものであるが、そのような適切な線量測定の方法を用いていないことから、原告が実証実験において示した数値の変化についても、正しく計測されたものではないことが疑われる

さらに、大熊町における実証実験として公開されている動画によれば、原告は線量計を直に地面において測定しており、また、空間線量の単位はシーベルトであるべきところ、原告は「空間線量39,000ベクレル」などと発言している。そして、動画を詳細に見れば、原告は、線量計のセンサー部分に指を置いたまま数値を読んでいることも判明する。こうした「測定」による実験が科学的検証に耐え得るものではないことは明らかである。

なお、この大熊町での「実証実験」に際しても、対照実験がなされておらず、9月19日に平均7.38 μ Sv/h から平均6.91 μ Sv/h への数値の変化がナノ純銀担持コラーゲン水溶液の効果が科学的に実証されたということとはできないことは言うまでもない。

エ 以上のとおり、原告が自然科学における実験、計測、観察の体系的手法を身に付けておらず、放射線取扱いの資格もなく、空間放射線量測定の基礎的手法さえむしっているものであり、かかる人物による実証実験結果をにわか信用することはできない。

このことは、小波秀雄証人によって、原告の実証実験と称するものが「見戯にも等しい」と酷評されたことに対して、原告自身は特に反論はないと述べ、さらに原告による「ナノ銀による放射能低減効果」に関する言説が、科学のレベルに達していない言説であるとの評価に対して反論がないか問われ、

「おっしゃる通りかもしれないです」（原告本人尋問56頁）

と述べ、原告の実証実験によってナノ銀の放射線低減効果について何ら実証されていないことを自認すらしているのである。

3 小括

以上のとおり、「ナノ純銀による放射線低減効果」は認められず、被告のブログ・SNS等での発言は、ナノ純銀による放射能低減効果がないという真実を前提に、「ナノ純銀による放射能低減効果」との言説には科学的な裏付けがないという事実関係を踏まえた「ナノ純銀による放射能低減効果」に係る言説について、「ウソ」「インチキ科学」「インチキ商法」「非科学的な妄言」「デタラメ」といった評価を示したにすぎず、真実を適示したものである。

したがって、被告によるナノ銀による放射能低減効果が認められないことを前提とする「インチキ科学」「非科学的な妄言」と言って表現自体違法性がなく、名

誉棄損は成立しないというべきである。

第3章 公務員の職務の不正行為に関する表現によって名誉棄損は成立しないこと

第1 論評に当たること

1 問題とされる表現行為

原告が、被告が行った表現行為のうち「不正」に関する内容の表現について名誉棄損であると主張するものは以下の通りである。

(1) H26.4.4Facebook (甲1号証100頁)

「板橋区を懲戒免職されたホテル博士・阿部宣男さんが『処分は不当』と訴えた記者会見でマスコミに配布した資料を見て驚きました。これでは、『事実証拠』どころか『犯罪の証拠』です。能登町の公社との契約に『板橋区ホテル生態環境館館長』と捺印していますが、「館長」というポストは存在しません。また、安倍さんには板橋区を代表して他団体と契約できる権限はありません。館長でもないのに『館長』と偽って契約したのはまるで詐欺です」

(2) H26.4.19Facebook (甲1号証89頁)

「区民をだまし、特定業者に便宜供与し、不正を行った公務員は弱者ではありません」

(3) H26.5.15Facebook (甲1号証54頁)

「板橋区ホテル生態環境館(旧・ホテル飼育施設)の元飼育職員(ホテル博士)が関わった他団体のホテル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの」

(4) H26.6.9Facebook (甲1号証35頁)

「板橋区の元職員の阿部宣男さんが、懲戒免職処分を不服として区長を提訴しました。元職員の会見を報じた新聞には『訴状では「区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した」とする区の処分理由について、この業者の設立は2012年夏で、阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する09年7月にはこの業者は存在しない、などと主張した。』(朝日新聞6月6日)と書かれています。しかし、09(平成21)年7月の契約書は、阿部さんが示したもので、阿部さんも3月の会見でマスコミに配布した資料です。「09年7月に業者は存在しない」というなら、阿部さんが能

登町を欺き、契約書の日付を偽造したことも疑われます。もともとこの業者には、法人としての実態がないので、設立日などは、どうにでも主張できます。」

2 事実に基づく論評であること 表現行為(1)及び(2)について

これらの被告の表現行為のうち2014（平成26）年4月4日のfacebookの書き込み（上記ア）及び同月19日のfacebookの書き込み（上記イ）は、いずれも2014（平成26）年4月3日に行われた原告の懲戒免職処分に対する記者会見の席上、出席者に配布された資料（乙6号証ないし9号証）に基づいて、契約書等が示す事実について合理的な推論に基づく論評としてなされたものである。

(1) すなわち、イノリー企画を甲とし、石川県能登町を乙とし、そして「板橋区ホテル生態環境館館長阿部宣男」を丙とする契約書（乙6号証）からしても、原告は「ホテル生態環境館館長」という実在しない名義を用いて、さらに原告の個人印を用いて契約を締結しているところ、原告には能登町との間にかかる契約を締結する権限はないことは、東京都板橋区契約事務規則（乙11号証）からも明らかであることを踏まえて、原告が「館長」というポストが存在しないにもかかわらず、「館長」であると偽って契約締結に関与すること自体、能登町を欺いて契約締結行為を行っていることから「まるで詐欺」との評価をし、契約締結権限がない原告が作成に関与した契約書自体が虚偽公文書に当たりうると考え、乙6号証について「犯罪の証拠」との評価を示したところである。

(2) さらに、2014（平成26）年4月3日の原告の記者会見において、平成23年4月1日付けの乙6号証によるイノリー企画と能登町ふれあい公社、「板橋区ホテル生態環境館館長阿部宣男」名義の契約書の作成に際して、平成21年7月1日付けの「板橋区ホテル飼育施設 阿部宣男」を甲とし「イノリー企画駒野いづみ」を乙とする業務提携契約書（乙9号証）が締結されていることが明らかにされている。

板橋区においては「東京都板橋区契約事務規則」（乙11号証）に従って、所管する事務・事業の執行に関する契約について、所定の意思決定及び事務手続きを経て行われなければならないところ（同規則59条以下参照）、原告は、規則の定める手続きに反して、「板橋区ホテル飼育施設」の名称で契約を締結する

に及んでいる。そして、契約の相手方である「イノリー企画」には、契約締結日である平成21年7月1日当時クロマルハナバチの飼育の実績は全くなかったにもかかわらず、原告が業務提携先として、乙6号証によるクロマルハナバチの供給事業に関与させること自体が、「イノリー企画」という特定の業者に便宜を図っているとの評価を示したところである。

(3) これらについては、2014（平成26）年4月3日の原告に対する板橋区の懲戒免職処分に際して、懲戒処分の理由として公表された下記の事実をも踏まえて上記(1)及び(2)の発言に及んだところである。

① 特定の営利企業への便宜供与

- ・ 静岡県小山町で施工されたホテル水路整備について、(有)ルシオラを紹介し業務を請け負わせた。(平成24年2～3月)(乙7号証)
- ・ ホテル生態環境館施設において、区の本来業務でないハチ飼育を事業者「イノリー企画」に認めるなどの便宜を図った。(平成23年4月)(乙9号証)

② 当該企業の経営に深く関与及び自らも営利事業に携わったこと

- ・ (有)ルシオラが静岡県小山町に提出した「業務代理人等通知書」には、主任技術者と記載され業務にも携わった。(平成24年2～3月)(乙7号証)

③ 区に歳入されるべき特許実施料金について損失を招いたこと

- ・ 「ホテル飛翔に関する事項〔最低五年間〕」を提出し、区に歳入するべき特許実施料金の免除を約束した。(平成24年5月)(乙8号証)

④ 上司の判断を仰がず契約を行うなどの極めて不適切な行為

- ・ 「イノリー企画」との間で在来種クロマルハナバチ（以下「ハチ」という。）飼育に関する「業務提携契約書」を締結した。(平成21年7月)(乙9号証)
- ・ 「イノリー企画」及び財団法人能登町ふれあいと公社との間で、ハチの「売買契約書及び秘密保守契約書」を締結した。(平成23年4月)(乙6号証)

3 合理的な論評であること 表現行為(3)について

被告による表現行為のうち、2014（平成26）年5月15日のfacebookの書き込み（上記(3)）も、原告が言及する他団体による各地のホタル再生事業に板橋区が公共団体として関与しているものではないこと、原告が区の職員として他団体の事業に関与するための所定手続きを経ていない事実を踏まえて原告が「独断」で行ったものとの論評としてなされたものである。

(1) 被告が上記ウの表現行為を行った2014（平成26）年5月15日に先立って、同年3月7日に開催された板橋区議会本会議において、被告による質問に対して坂本板橋区長が以下の通り答弁している。

「次は、全国のホタルを預かり、飼育していたことについての質問であります。板橋区ホタル生態環境館は、他自治体や団体のホタルの幼虫を預かり、その方たちに代わって飼育する施設ではございません。」（乙35号証）すなわち、板橋区長は、板橋区ホタル生態環境館において原告の主張する他団体のホタルの「預かり飼育」を行う施設ではないことを明確に答弁しており、仮に「預かり飼育」が行われているとすれば、板橋区の公認なく、原告の独断でおこなわれているものと評価されるものであることを確認した。

(2) さらに、被告は、上記答弁を踏まえて、板橋区ホタル生態環境館の施設・設備では、別々の地域特性をもつホタルを交雑しないように飼育できる条件はないこと、「預かり飼育」の記録がないことから、そもそも原告の主張する「預かり飼育」自体がおこなわれていなかったのではないかと推論するに至った。

そのため原告が主張する「預かり飼育」の実態を確認するため①いわき市でのホタル放流イベント、②鎌倉市の鶴岡八幡宮神社でのホタル放流、③渋谷区の小学校でのビオトープ計画の3か所について、被告が直接関係者に取材を行い、飼育の実態を調査した。先方の認識は板橋区ホタル生態環境館において「預かり飼育」をしているというものであったことから、被告において、上記3施設以外にも、「預かり飼育」がされているという報道等についてインターネット上で検索し、その一覧（(3)の表現行為に列挙されている14施設）について、板橋区環境課長を通じて、板橋区において他の自治体や団体から「預かり飼育」を行っているという認識の有無について照会し、区として許可しているのか確認したところ、区は許可しておらず、「預かり飼育」に関して区の公務として報告されたことはないことが確認された。

(3) 以上を踏まえて、被告は、2014（平成26）年3月7日の板橋区議会における坂本区長の答弁を踏まえて「預かり飼育」が板橋区を容認していたものではなく、原告が施設管理者である板橋区の許可を得ることなく各地のホテルの「預かり飼育」を行ってきたとの原告の主張について「独断」で行ってきたとの評価を示したところである。

4 合理的な論評であること 表現行為(4)について

原告は、2014（平成26）年6月5日懲戒免職処分の取消しを求める訴訟を提起した旨の記者会見を行ったが、その会見の内容を報じる新聞記事では「訴状では『区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は2010年夏で、阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する09年7月にはこの業者は存在しない、などと主張した」と報じられたことから（乙10号証）、被告は2014（平成26）年6月9日付けで facebook に懲戒処分直後の記者会見において公表された乙9号証と阿部氏の主張に整合性がないことを指摘する書き込みを行ったものである（表現エ）。

原告は、板橋区に原告自らが2009（平成21）年7月1日付けの「板橋区ホテル生態環境館」と「イノリー企画」との間の業務提携契約書（乙9号証）の作出に関与しながら、原告は、記者会見において「イノリー企画」の設立は2010年夏であるとの虚偽の説明を行っているが、原告は本訴訟において「イノリー企画」は2009（平成21）年夏にホテル館での夜間公開に際して、Tシャツ等の販売を行う目的で設立されたと説明するに至っており（甲82号証 証拠説明書(4)参照）、原告は、提訴の際の記者会見において虚偽の説明をしていることが明らかとなっている。

5 小括

以上のとおり、被告による表現行為アないしエは、いずれも、原告が開示した乙6号証ないし乙9号証が示している事実を踏まえた合理的な推論に基づいて論評をしているにとどまるというべきであり、また、公務員による不正行為として論評の対象としているのであって、正当な政治活動（表現行為）として許容され

るべきものである。

第2 摘示された事実が真実であること

1 表現行為(1)について

(1) 摘示された事実

ア (原告が) 能登町の公社との契約に「板橋区ホテル生態環境館館長」として捺印していること

イ 「板橋区にはホテル館「館長」というポストは存在しないこと

ウ 阿部さんには板橋区を代表して他団体と契約を締結できる権限はないことが事実として摘示され、これらの事実を踏まえて「まるで『詐欺』」との評価が加えられている。

(2) 摘示された事実はいずれも真実であること

ア 2011(平成23)年4月1日付けで、イノリー企画代表駒野いづみを甲、財団法人能登町ふれあい公社理事長村木一茂を乙、「板橋区ホテル生態環境館館長阿部宣男」を丙とする売買契約書及び秘密保守契約が締結されており、契約書には原告の個人印が押印されている(乙6号証)。

すなわち、原告が能登町の公社との契約に際して「板橋区ホテル生態環境館館長」として個人印で捺印していることは真実である。

イ 板橋区ホテル生態環境館には「館長」というポストは存在せず、ホテル生態環境館の職員は、板橋区資源環境部エコポリスセンター啓発係に所属する職員であり、エコポリスセンター啓発係長の下で活動することとされていた(乙36号証)

すなわち、「板橋区にはホテル館(ホテル生態環境館)「館長」という官職自体存在しておらず、原告の摘示した事実は真実である。

ウ 板橋区においては「東京都板橋区契約事務規則」(乙11号証)に従って、所管する事務・事業の執行に関する契約について、所定の意思決定及び事務手続きを経て行われなければならないところ、契約の締結に関して同規則第6章で定められている通り、板橋区を代表して契約締結権限を有しているのは区長であり(第39条参照)、板橋区ホテル生態環境館の一職員である原告に板橋区を契約当事者とする契約を締結する権限を有していなかった。

すなわち、板橋区ホタル生態環境館の一職員であった原告には「板橋区を代表して他団体と契約を締結できる権限はないこと」は明らかであり、原告が摘示した事実は真実である。

エ 以上のとおり、被告がアの facebook への書き込みで摘示した事実はいずれも真実であって、かかる事実を踏まえて、契約を締結する権限がない原告が契約締結に関与して、板橋区が契約当事者であるかのように欺いて契約を締結していることを「まるで詐欺」と評価したところである。

(3) 原告の弁解は不合理であること

原告は準備書面(20)添付の別紙「原告に対する名誉棄損部分一覧表 不正に類する事実指摘」中において、「摘示事実はいずれも事実に反する」と主張し、その根拠を整理すると①「板橋区ホタル生態館館長」との名称は、板橋区自身が原告の名称として使用しているものである、②上司の了解の下で業務提携契約書及び売買契約書及び秘密保守契約書を作成した、③区長答弁が事実に反しており、被告が引用した箇所は能登町のクロマルハナバチの飼育販売に関する答弁ではない、と主張し、摘示された事実は真実ではないと強弁するようである。かかる主張に対しては被告準備書面(14)及び(16)において、原告の主張が反論たりえていないことを論じてきたところである。ここでは、原告の主張が破たんしていることを指摘しておく。

ア 「ホタル生態館館長」との名称は、板橋区自身が原告の名称として使用しているとの主張について

原告には契約締結権限すらないにもかかわらず、板橋区を契約当事者として契約を締結する際に、原告を契約当事者として表示する必要はない（板橋区契約締結規則36条参照）。同規則の規定からしても、板橋区が契約締結する際に「原告の名称」を用いることはあり得ず、「原告の名称」として「ホタル生態館館長」を使用する理由はない。原告の主張自体まったくもって意味不明の主張であるというほかない。

百歩譲って、仮に能登町との契約に際して板橋区を契約当事者として「原告の名称」として、「ホタル生態環境館館長」の名称で契約を締結したのだとすれば、無権限者である「原告の名称」で契約を締結していることになり、契約当事者が板橋区であるかのように契約の相手方を誤信させて契約させた

ものとなるのであって、それこそ詐欺と評価されてしかるべきものであって、原告の弁解自体破綻しているというほかない。

イ 原告は、「上司の了解の下で契約締結に際して個人で押印した」と主張し、上司の前で判こを押したと主張し、その上司について川平係長であると明言している（原告本人尋問調書26頁）

しかしながら、能登町から板橋区に対してエコポリス協定締結の申し入れがなされ、しかるべく検討がなされた結果、板橋区として申し入れを断っていたことは原告も認めている通りであって（原告本人尋問調書52頁）、その後、あらたに板橋区が能登町に対してハチの飼育販売事業に協力する理由はない。

もともと板橋区は、ホテル飼育施設におけるハチを飼育については、ホテルとハチの共生関係から飼育事態を容認していたにとどまり、ハチの販売に関与することは予定していなかったのであるから（乙36号証4頁）、ハチの売買に関与すること自体ホテル施設の業務の範囲を超えるものであって、川平係長が了承できる権限を超えるものであるから「仮に原告からこのような相談や報告を受けたとすれば、絶対に了承しないと思います」（乙36号証4頁）と強く否定している通りである。

さらに、「坂本区長は能登町で実施させるハチの事業に協力を約束する話をしていないと思います。もし、そのような話をしていたのであれば、後日、坂本区長から、能登町の事業に協力せよ、といった指示があるはずですが、そのような指示を受けたことがないからです」（乙36号証3頁）と述べている通りであって、坂本区長が能登町のハチの事業に板橋区が関与することを了解していることを前提とする原告の主張自体破綻しているというほかない。

上述のとおり、ハチの販売にホテル生態環境館が関与すること自体、所管する業務の範囲を超えるものであって、仮に、原告が主張する通り、能登町ふれあい公社との契約が川平係長の了承のもとで行われていたとしても、川平係長自身の職務権限の範囲外の事柄に関して了承する権限もなく、結局、無権限者が板橋区契約締結規則に違反して乙6号証に係る契約を締結していたに過ぎないことに変わりはない。

さらに能登町とのハチの売買契約に関与することがホテル生態環境館の業

務の範囲に含まれていたとしても、板橋区契約締結規則第59条では、「課長又は所長は、その所管に属する事務・事業の執行に関し、売買、貸借、請負その他の契約を締結する必要がある場合において……（中略）……契約締結請求書により当該契約の締結を総務部長に請求しなければならない」とされ、係長限りではやはり契約締結権限がないのであって、原告は、規則の定める手続きに反して、「板橋区ホテル飼育施設」の名称で契約を締結するに及んでいることに変わりはない。

ウ 加えて、原告は、乙6号証、乙9号証の契約書はいずれも能登町ふれあい公社側から作成を求められたものであると主張する。乙6号証について、原告は、契約の当事者は「板橋区である」と強弁するが（原告本人尋問調書52～53頁）、契約の当事者である能登町ふれあい公社の担当者であった田原義昭は「阿部個人と契約した」（田原証人尋問調書7頁）と答えており、契約に関与した者の間でも契約当事者に関する認識に齟齬をきたしており、能登町側から「板橋区ホテル生態環境館館長」名での記名、原告の個人印の押印を求められたものであったとしても、原告の押印によって板橋区が契約当事者となる旨の原告の弁解自体破綻しているというほかない。

エ さらに、原告がホテル生態環境館から移動となった後、ホテル生態環境館で飼育されていたクロマルハナバチの所有権が誰に帰属するのかが問題となり、板橋区はハチの所有権は原告に帰属すると判断して、原告に返還することとなったが、原告は、何の留保もつけずホテル館に持ち込んだ私物としてハチの返還を受けている（被告本人尋問調書37～38頁）。能登町と板橋区が契約して行われた事業であればホテル生態環境館閉鎖後、同施設で飼育されていたクロマルハナバチは板橋区に所有権が帰属するものとして原告に返還されることはない。この事実からもホテル生態環境館におけるハチの飼育自体に板橋区が関与していないことが推認されるというべきである。

オ 小括

以上のとおり、板橋区が、能登町のハチ飼育販売事業に関する契約に関与していた、上司の了承を得て行っていたとする原告の主張自体不合理な弁解に終始しているというべきであり、乙6号証において契約を締結する権限を有していない原告が、「ホテル生態環境館館長」名で契約締結に関与した事実

が揺らぐものではなく、原告が摘示した事実が真実であることは明らかであり、かかる事実を踏まえて契約権限がない原告が契約当事者であるようにふるまうことは契約当事者を誤信させる行為であるから「まるで詐欺」との論評は、事実を踏まえた合理的な論評である。

2 表現行為(2)について

(1) 摘示された事実は真実であること

ア 被告の表現行為イによって摘示された事実は「区民をだまし、特定業者に便宜供与し」たこと及び原告が「不正を行った」ことである。

イ クロマルハナバチ飼育の実績もなく、ホテル館の夜間公開時のTシャツ棟の販売目的で設立され、その後の活動実態もなかったイノリー企画が、突如として、能登町との間のクロマルハナバチ販売契約を締結できたのは、原告が「イノリー企画」を能登町に紹介したからにはほかならない（駒野いづみ証人尋問調書3～4頁）。特に、能登町がクロマルハナバチの販売事業を休止した2012（平成24）年以降は、事業は何もしておらず、乙6号証に基づくクロマルハナバチの販売目的で原告が能登町に紹介したものである（駒野証人尋問調書4頁、田原証人尋問調書5頁）。

イノリー企画には、クロマルハナバチ飼育販売の実績はなく、その実績を偽るために乙9号証が作成されている（田原証人尋問調書5～6頁）

以上の事実を踏まえれば、原告は、原告が知悉する人物（駒野いづみ）氏が代表者を務める特定の団体であるイノリー企画を、ハチの飼育販売実績がないにもかかわらず、武蔵野種苗園に代わるクロマルハナバチの供給事業者として能登町に紹介し、ホテル生態環境館館長名でイノリー企画との間で日付をさかのぼらせた虚偽の業務提携契約書を作成して（乙9号証）、イノリー企画にハチ飼育供給事業を行わせているものであって、イノリー企画という特定の業者に能登町との間でのハチの売買契約（乙6号証）締結の機会を付与し、さらにイノリー企画の実績を偽ることに助力しているなど便宜を供与している事実は十分に明らかにされている。

ウ また、原告は、2012（平成24）年2月1日から同年3月21日かけて行われた静岡県小山町の「平成23年度多目的グラウンド脇ほたる水路整

備委託」事業について、原告が知悉していた有限会社ルシオラを紹介し、同社と随意契約を締結させることによって、6,594,000円の受注を獲得させている(乙7号証)。さらに、板橋区職員である原告が、一営利企業であるルシオラ社の主任技術者に就任するためには板橋区長の兼業許可が必要であるところ(乙13号証特別区人事委員会規則2条参照)、原告は許可を受けることなく、原告は、上記事業に「主任技術者」として関与しており(乙7号証)、原告が規則に違反する不正行為を行っていた事実は十分に明らかにされている。

エ 加えて、原告は、小山町のホテル水路整備事業にかかわって、区の規定(ホテル飼育事業にかかる板橋区有著作権及び特許権等に関する要綱(乙14号証)には、特許使用料の徴収に関して免除に関する規定がないにもかかわらず、「板橋区ホテル生態環境館 阿部宣男」名義で、小山町あて「ホテル飛翔に関する事項【最低5年間】」と題する書面を交付し(乙8号証)、板橋区に歳入すべき特許実施料を免除することを約束している。

これも原告には板橋区を代表して特許実施料の徴収免除の判断をする権限がないにもかかわらず、さらに特許使用料について定める要綱に違反して特許料の免除を約束しているものであって、原告が契約締結規則(乙11号証)や特許料に関する要項(乙14号証)に違反する不正行為を行っていたことは十分に明らかにされている。

(2) 原告の反論は反論たりえていないこと

ア 原告は、原告準備書面(19)において、別訴懲戒処分取消請求訴訟において和解解決したことから、原告に非違行為がなかったと主張するようである。

イ 原告提出の和解調書(甲194号証)の第6項においても「原告は、被告に対し、被告作成に係る平成26年3月28日付け『処分説明書』に記載された事務処理に、被告職員の懲戒処分に関する指針に該当する行為があったことを認める」とされており、処分説明書記載の非違行為とされる行為があったことが否定されているものではない。

なお、原告に対する懲戒免職を取り消す判決となった場合、既に定年退職年齢を過ぎており、処分取り消し後あらためて適切な量定の処分を行うことができないことから、「懲戒免職処分」取消の判決によらないで訴訟を終了さ

せるために板橋区が和解による解決を意図したものであって、第6項が合意されている事実からも、原告による非違行為がなかったことを認める趣旨ではないことは明らかである。

ウ したがって、別訴で和解が成立していたとしても、原告が関与してなされた処分説明書に記載された

① 特定の営利企業への便宜供与

- ・ 静岡県小山町で施工されたホテル水路整備について、(有) ルシオラを紹介し業務を請け負わせた。(平成24年2～3月)
- ・ ホテル生態環境館施設において、区の本来業務でないハチ飼育を事業者「イノリー企画」に認めるなどの便宜を図った。(平成23年4月)

④ 上司の判断を仰がず契約を行うなどの極めて不適切な行為

- ・ 「イノリー企画」との間で在来種クロマルハナバチ(以下「ハチ」という。)飼育に関する「業務提携契約書」を締結した。(平成21年7月)
- ・ 「イノリー企画」及び財団法人能登町ふれあいと公社との間で、ハチの「売買契約書及び秘密保守契約書」を締結した。(平成23年4月)

の各事実について、別訴における和解に際しても、事実の存在自体が否定されたものではなく、懲戒処分が事実の基礎を欠くことが認められたとする原告の主張(原告準備書面(19))自体、事実と反する牽強附会の主張である。

ウ なお、原告準備書面(19)において、「被告の主張の根拠が瓦解したこと」としているが、被告は、原告に対する懲戒処分の処分説明書記載だけに基づいて、不正に関する表現行為(1)ないし(4)をしてきたものではなく、別訴懲戒処分取消訴訟において和解が成立したとしても、そのこと自体でイノリー企画あるいはルシオラ社に対して便宜供与をしてきた事実が否定されるものでもないから、被告の主張の根拠が瓦解することにはなりえない。

エ また、イノリー企画が「ホテル生態環境館」を住所として利用していた点について「一時的に、その書類上の住所をホテル館としていただけ」と弁解するが、一時的であるにせよ、特定の団体に対して板橋区が所有管理する公的施設を無断でその所在地として利用すること自体、特定の団体に対する便宜供与とのそしりを免れるものではなく、原告の主張自体失当であることは被告準備書面(14)で述べた通りである。

3 表現行為(3)について

(1) 摘示された事実は、「板橋区ホタル生態環境館の元飼育職員（ホタル博士）が関わった他団体のホタル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず，元職員の独断によるもの」として，原告が関与した「他団体のホタル再生事業」として

- ① 2003年 和光大学 埼玉県 岡上 鬼の窪川
- ② 2003年5月12日 文京区関口台町小学校
- ③ 2006年7月15日 多摩市立東寺方小学校
- ④ 2006年8月 調布市深大寺
- ⑤ 2008年2月以前 聖学院大学政治経済学部
- ⑥ 2009年3月16日 鎌倉市鶴岡八幡宮
- ⑦ 2010年3月11日 鎌倉市鶴岡八幡宮
- ⑧ 2010年10月18日 石川県金沢市寺町5丁目
- ⑨ 2012年3月12日 鎌倉市鶴岡八幡宮
- ⑩ 2012年6月4日 福島県いわき市ホタルプロジェクト
- ⑪ 2012年7月20日 日本大学工学部
- ⑫ 2013年6月 渋谷区●●小学校
- ⑬ 2012年3月12日 鎌倉市鶴岡八幡宮
- ⑭ 2013年3月4日 鎌倉市鶴岡八幡宮

の列挙した事例について，これらがいずれも板橋区が公認したものではないことを摘示したものである。

なお，原告が関わった板橋区以外でのホタル再生の取り組みは，「預かり飼育」として各地のホタルを板橋区ホタル生態環境館で預かって飼育したのち，各地に戻して現地に放流する取り組みのことである。

(2) 摘示した事実が真実であること

ア 区長答弁（2014年3月7日板橋区議会本会議 乙35号証）

2014（平成26）年3月7日に開催された板橋区議会本会議において，坂本区長はホタル生態環境館の業務について「福島県いわき市でのホタル放流につきましては，板橋区としての正式な依頼は受けてございません」と答

弁し、さらに、「次は、全国のホタルを預かり、飼育をしていたことについての質問であります。板橋区ホタル生態環境館は、他自治体や団体のホタルの幼虫を預かり、その方たちに代わって飼育する施設ではございません」と答弁しているところである。

まず、上記答弁により、被告が調査した上記⑩のホタル再生事業について板橋区は依頼を受けておらず、関与していないことが明らかにされている。さらに、そもそも板橋区ホタル生態環境館では、「預かり飼育」を行って各地に戻して放流することを目的とする施設ではなく、原告が行っていた各地のホタル再生事業自体、ホタル生態環境館の目的外の事業で板橋区が認めていないものであったことが示されている。

イ 「預かり飼育」に区は関与していないこと

被告は、板橋区ホタル生態環境館の施設・設備では、別々の地域特性を持つホタルが交雑しないように区別して飼育する条件が整っていないこと、「預かり飼育」の記録が存在しないことから、そもそも原告が主張する「預かり飼育」自体が行われていなかったのではないかと考えるに至った。そのため「預かり飼育」を行ったとされる、⑩いわき市でのホタル放流イベント、⑥⑦⑨⑬⑭鎌倉市の鶴岡八幡宮でのホタル放流、⑫渋谷区の小学校でのビオトープ計画の合計6事例について、直接関係者に問い合わせ、「預かり飼育」の実態調査を行った。

被告による調査の結果確認できたことは、ホタルやホタルの卵を板橋区ホタル生態環境館で預かってもらっていたということであったが、先方の認識では「預かり飼育」をしてもらっているというものであったため、上記6事例以外を含む14事例についても、板橋区ホタル生態環境館を所管する板橋区生活環境部環境課長に対して、板橋区として各地のホタルを「預かり飼育」し各地に戻す事業に関与しているのか否かを確認したところ、「板橋区としては関与していない」との回答を得た。

ウ ホタル飼育事業に関して、原告に公務出張は認められていなかったこと

原告の直接の上司であった板橋区エコポリスセンター啓発係長であった川平和彦氏は、ホタル飼育事業に関して職員派遣の要請があった場合には「ホタル飼育事業への職員派遣要項」が定められており、「原告には依頼を受けた

ら、依頼文をエコポリスセンターに送付するよう伝えていました。所長が公務ではないと判断すると、原告に対して以来先に赴く場合には休暇等の扱いになる旨伝えていました。原告から休暇等の取り扱いになることについて不服を述べられたこともありませんでしたし、私や所長から原告に依頼を受けるよう指示したこともありませんでした」と述べ、さらに「もともと、原告が無断でホテル施設外に赴いてしまうことが多く見られた」と述べている(乙36号証6頁)とおおり、原告の上司である川平係長あるいはエコポリスセンター所長が原告に対して、各地のホテル飼育事業に関して公務として出張を命じていた事実はなく、むしろホテル飼育事業に関して以来先に赴く際には公務外として休暇等の取り扱いになっていたことからすれば、各地のホテル飼育事業は板橋区ホテル生態環境館が行う業務ではなかったことが裏付けられる。

(2) 原告の反論は反論たりえないこと

ア 原告は、上記14事例を含めて、ホテル再生事業はすべて板橋区の承認の下で行われてきたと主張し、その根拠として板橋区がホテルに関する特許使用料を受領していることを示す答弁を挙げている(甲89号証参照)。

しかしながら、甲152号証でしめされているホテル飼育施設の技術支援実績は2001(平成13)年度から2007(平成19)年度までのものにとどまり、その中に被告が摘示した上記14事例に該当するものは含まれていない。

甲152号証に記載されている25事例において、板橋区が、ホテル飼育施設の技術支援として特許の使用を認め特許使用料を得ていることから、これら25事例について、板橋区の承認あるいは公認を得ていたとしても、被告が摘示した14事例はこの中に含まれていないのであるから、被告が摘示した14事例について「板橋区が承認」していたことにはなりえない。

なお、甲152号証は2007年度までのデータを示すものであるとして25事例が挙げられているところ、甲89号証の議会答弁においても25件の特許使用料しか入っていないことが明らかにされており(甲89号証41/54頁参照)、2008年度以降、あらたに板橋区が承認したホテル再生事業がないことが明らかにされている。

イ また、原告は、区議会における田中やすのり議員の質問に対して「既に蛍飼育技術を用いて、他の自治体とか区内の民間マンションなどでも実績がございます」と答弁していること、田中議員が質問に際して「例えば学校でいうと、大田区の矢口西小、葛飾区の堀切小、中央区の城東小学校、公園でいうと京都の宇治市植物園とか朝霞の滝の根公園というところもやっていますし、福生市のほたる公園というところもやっています」（甲123号証、甲145号証11から12頁）と挙げていることをもって、ホテル再生事業は板橋区の承認のもとに行われてきたと主張する。

しかしながら、田中議員の質問に際してあげられていた5事例には、被告が摘示した14事例は含まれていないのであるから、被告が摘示した14事例を板橋区が承認していたことを示す答弁ではありえない。

ウ そのほか、原告は小山町から板橋区長に充てた公文書で原告の派遣依頼がなされていることから、小山町のホテル再生事業は板橋区が公認したものと主張するが、上記の14事例に小山町のケースは含まれておらず、反論たり得ていない。

なお、小山町の公文書（甲119号証）について、原告の上司であった川平係長は「平成24年2月26日及び27日に、板橋区の特許を使ってホテル用水路を整備したとのことですが、これについても事前に報告を受けたことはありません。この整備については小山町から事前に甲第42号証（引用者注：別訴での証拠番号 本訴では甲119号証）の依頼文（平成23年度多目的グラウンド脇ホテル水路整備委託事業に伴う職員派遣について（お願い））が発せられているとのことですが、これを見た記憶もありません」（乙36号証7～8頁）と述べ、さらに「特許に関する外出であったとの報告は受けていないはずですが、特許に関する報告があれば、要項に従って、契約の締結に向けた手続きを行います。そのような手続きを行っていないからです。原告が小山町に対して特許とは関係のないホテル飼育に関する一般的アドバイスをする目的で小山町に出向いたと理解して、休暇対応との取り扱いにしたと思います。」と述べ、小山町への派遣が公務出張ではなかったと述べている（乙36号証8頁）。このように甲119号証による小山町から板橋区に対する職員派遣依頼に対して、板橋区が原告を小山町に派遣したものではなく、

小山町でのホテル水路整備委託事業についても板橋区が承認していた事業ではないというべきである。

オ 以上述べた通り、原告による反論はいずれも反論たり得ず、原告が摘示した14事例のホテル再生事業について板橋区が承認していたものということではできず、原告が摘示した事実の真実性が揺らぐものではない。

4 表現行為(4)について

(1) 摘示された事実が真実であること

ア 表現行為(4)によって摘示されているのは、「原告が『09年7月にはこの業者は存在しない』と主張している」と報道されていることに対して、「09年7月の契約書は、阿部さんが示したもので、阿部さんも3月の会見でマスコミに配布した資料です。『09年7月に業者が存在しない』というなら、阿部さんが能登町を欺き、契約書の日付を偽装したことも疑われる」という事実である。

イ 2014年3月に行われた（正確には4月？）記者会見において原告が資料として配布した、イノリー企画と板橋区ホテル生態環境館館長との間の業務提携契約書の作成日付は2009年7月1日付であり（乙9号証）である。

そして、原告が「09年7月に業者は存在しない」と主張するのであれば、自ら資料として配布した契約書の日付を偽装したことが疑われると考えることは合理的な推測に基づくものである。

なお、日付が虚偽であること、および日付の偽装に原告も関与していることは原告も繰り返し自認しているところである（原告本人尋問調書27頁など）

ウ したがって、乙9号証に基づいて契約書の作成日付を提示し、これが虚偽であるという原告の主張が真実であるならば、乙9号証の作成日付が偽装されたものとなるという合理的な推測をしめしたものであって、かかる事実の摘示が真実であることは十分に明らかにされている。

(2) 原告の反論は反論たりえていないこと

ア ここでも原告は、懲戒処分取消訴訟での和解が成立していることをもって、事実を否認するようであるが、上記第2の2の(2)のイ以下で述べた通り、和

解が成立したことによって懲戒処分が事実の基礎を欠くことが認められたとする主張自体、事実に反する牽強附会の主張であって、原告が、日付を偽装したイノリー企画と板橋区ホテル生態環境館館長との間の業務提携契約書の作出に関与した事実がなくなるものではありえない。

イ さらに、板橋区ホテル生態環境館館長として権限がないにもかかわらずイノリー企画と業務提携契約書の作出に関与し、能登町との契約締結行為に及んでいるのであるから、契約当事者を誤信させる行為に関与した事実がなくなるものでもない。

ウ なお、原告は、板橋区に原告自らが2009（平成21）年7月1日付けの「板橋区ホテル生態環境館」と「イノリー企画」との間の業務提携契約書（乙9号証）の作出に関与しながら、原告は、記者会見において「イノリー企画」の設立は2010年夏であるとの虚偽の説明を行っているが、原告は本訴訟において「イノリー企画」は2009（平成21）年夏にホテル館での夜間公開に際して、Tシャツ等の販売を行う目的で設立されたと説明するに至っており（甲82号証 証拠説明書(4)参照）、原告は、提訴の際の記者会見において虚偽の説明を繰り返してきたことが明らかとなっている。

エ 以上のとおり、原告の反論はいずれも根拠がなく、摘示した事実の真実性が揺らぐものではない。

第4章 結論 被告の表現行為によって名誉棄損は成立しないこと

1 被告の表現行為は、いずれも、公共の利害に関するものであったこと

本件では、原告は元板橋区職員であり、公務員であった。そして、原告が行ってきたホテル飼育事業は、原告が板橋区職員として板橋区の事業として行ったものであり、年間で約3700万円の公費を必要とする事業であって、区政が正当に行われているかという社会の正当な関心事である。

また、ホテル館におけるホテルの累代飼育が虚偽であるとの指摘は、漫然と区の事業として行われ税金を利用していたことを批判するものであって、公共的事項に関する事実である。さらに、原告が不正行為をし、これにより原告が懲戒免職されたのは事実である。原告が板橋区職員として板橋区の事業として行っていたホテル飼育事業に付随して、原告が不正を行っていたことを指摘することは、

区の事業として行われ税金を利用していた事業への批判であって、公共的事項に関する事実である。

2 事実を摘示した目的が公益を図ることにあったこと

公益を図る目的とは、事実を摘示した目的が公益に関係づけられており、公的活動とは無関係な単なる人身攻撃や私怨に基づくものではないことをいう。

本件では、被告は、板橋区議会議員であり、区政や税金の使途等について調査し問題があれば追及するべき立場である。原告が行ってきたホタル飼育事業において、ホタルの累代飼育の実態がなかったことは、ホタル飼育事業が板橋区の事業であることから、区議会議員がその実態、疑問について、区議会その他で解明を求めるのは当然である。また、板橋区が運営するホタル館において、ナノ銀による放射能の除染を喧伝していたのである。

被告は、ホタル館の運営と維持に年間で約3700万円の公費を必要とし、25年間で総額10億円の税金を費やしてきたことから「税金のつかいみちとして他に優先すべきことがあるのではないか」など、批判的意見も少なくはなかったこと、及び、ホタル館の実態に関する数々の疑惑が浮上していたことから、かかる疑惑の解明をしたうえでホタル館の存廃の議論をすべきと考えた。その疑惑解明の過程において、被告は、ホタル飼育事業が不適切であったと考えるに至ったが、その根拠は、原告が主張するホタルの累代飼育自体が実態を欠くものであったこと、すなわち、原告による累代飼育の主張自体は科学的検証に耐え得るものではないものであること、さらに原告が、3・11の東日本大震災後、従来の科学的知見に反するナノ銀による除染効果を喧伝するなどしているが、これも科学的検証に耐え得るものではないこと、にある。

また、被告は、板橋区議会議員であり、区政や税金の使途等について調査し問題があれば追及するべき立場である。原告が懲戒免職されたこと及び懲戒免職された経緯、理由について調査するとともに、これを公表することは、区議としての当然の職務である。被告は、ホタル飼育事業を巡る疑惑を解明することを目的とし、その調査から、原告が不正行為の末懲戒処分されるに至ったことを知り、発言したのであって、その目的は公益を図ることにあることは明らかである。

被告による Twitter 及び Facebook における発言は、原告に対する私怨によるものではなく、ホタル飼育事業を巡る疑惑を解明することを目的とした発言であ

り、その目的は公益を図ることにあることは明らかである。

3 適示した事実が真実であること（真実と信じたことが合理的であったこと）

(1) 累代飼育を巡る事実の適示について

第1章で述べた通り、乙2号証の乖離報告書から、原告が、福島県及び栃木県から卵を持ち帰り孵化させ、以降25代にわたって累代飼育を行ってきた事実は確認できず、「25代にわたる累代飼育が続いてきた」という原告の報告自体が虚偽であることが明らかにされており、被告のSNSやブログにおいて適示した事実はいずれも「累代飼育が続いていなかった」という真実を前提としたものであったことは明らかにされている。

仮に、被告が摘示した事実が真実ではないとしても、第1章で詳論した通り、調査後の区議会区民環境委員会において、資源課長が「他所からホタルを持ちこんだとの証言がある」と答弁のほか、原告の著書や原告のテレビ取材に対する発言、そのほか原告が手掛けたとされるホタル再生事業についても個人的にも調査をしてえられた事実を基礎に「25代にわたる累代飼育が続いてきた」とする原告の報告に矛盾があることについて確信を得てなされたものである。

被告は、ホタルの累代飼育の有無を巡って調査を行った板橋区の見解という確かな情報源をもとに、議会内でも質問をし、原告の著書を検討するなどして裏付調査を行ったうえで、原告の報告に矛盾点があると突き止めてからフェイスブック等で発言したのであって、被告が摘示した事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったというべきである。

(2) ナノ純銀の放射能低減効果に関する事実の適示について

第2章で述べた通り、原告によるナノ純銀による放射能の低減効果に関する表現行為は、原告によるナノ純銀による放射能低減の実証実験と称する実験は、いずれも科学的検証に耐え得るものではなく、ナノ純銀による除染効果がないという真実を基礎として、かかる科学的検証に耐え得ない言説は「インチキ科学」「ニセ科学」という評価を示したものである。

(3) 「不正」に関して、適示された事実はいずれも真実であることは第3章で詳論した。

仮に真実でないとしても、被告がかかる発言をした2014（平成26）年4月4日時点において、原告が懲戒免職処分について記者会見を開いた際に配

布された資料に基づいて表現行為を行っているところであり、これとともに懲戒免職処分が示されれば、原告が法令違反行為及び権限外行為を行ったことは明らかにされており、被告には、摘示した事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったというべきである。

- 4 なお、被告が、原告が自己破産していることを適示した表現行為について、準備書面(12)でも指摘した通り、被告の表現行為は、板橋区が設置管理するホテル生態環境館の運営に関わる問題であり、特に、ホテルの累代飼育がなかったにもかかわらず多額の予算が費消されてきたこと、さらに業務時間中にも原告が業務外のナノ銀による放射能低減効果の実証事件などを行っていたこと、ナノ純銀による放射能低減効果などは科学的な裏付けがないにもかかわらず、放射線低減効果をうたうナノ純銀溶液などがネット上で販売されていることを問題視してなされているものであって、公共の利害に関わる事実に関する表現行為の一環として行われたものである。

また、原告が自己破産している事実自体、被告が適示する以前の平成24年9月10日発行の「財界ふくしま10月号」において、原告自身が自己破産をしていることを公表しており（乙38号証）、原告が「自己破産」していた事実は他人に知られたくない秘匿すべき事実ではなく、原告の社会的評価を低下させるものではなく、被告の表現行為と損害との間に因果関係は存在しない。

- 5 以上のとおり、被告による表現行為についてはいずれも名誉棄損は成立しないから原告の請求は棄却されなければならない。

第5章 反訴原告による反訴請求について

- 1 反訴請求については、反訴状、準備書面(8)、同(13)、同(18)を中心にして整理して主張した通りである。
- 2 原告（反訴被告）は、ホテル館を廃止し跡地に介護老人施設を作るという計画がありその利権に被告が関係しているといううわさを日経ビジネスオンラインの記者に情報提供したにすぎないと主張するようである。

しかし、乙24号証の2014年のインターネット投稿文書を見ても、日経ビジネスオンラインの記事と同様の表現で、原告が単なるうわさの存在を知らせただけでなく、このような事実がある、このような事実があるらしいと、事実を摘

示しての情報提供を行ったと十分に認められるのである（原告本人尋問調書64～65）。

- 3 原告は、また、仮に情報提供行為があったとしても、日経ビジネスには編集権があり、編集した上で記事にしているのだから、仮に記事により被告の名誉が毀損されたとしても原告の情報提供行為とは相当因果関係に欠けると主張する。

しかし、先に指摘した原告の断定的な事実の情報提供行為は、日経ビジネスオンラインの記者に情報提供した行為自体で、その時点で既に被告の名誉を毀損する不法行為として成立しているのである。

そして、その原告の不法行為は、その後記事化されることでさらに被告の損害を拡大させたものであり、この拡大した損害もまた、原告の情報提供行為という完成した不法行為が、記者へ行われたものであることからその進行の過程で通常損害、予測し得る損害として拡大したものであり、原告は相当因果関係あるこの全損害について賠償責任を負うものである。

- 4 被告は、利権と闘う共産党の区議会議員として活動することで、信頼と名声を得てきた。

その被告に対して、自民党の区議と組んで利権に係わったなどという原告が行った情報提供は、記者へ行った時点で既に被告の損害を発生させ、さらに記事化へと原告の予想通りつながったことで大きな損害を被告に与えた。

公務員の疑惑、区政の疑惑を追及する議員に対し、選挙に合わせるように、全く根拠の無い根も葉もない話しを「うわさ」などとして提供すればそれで許されるなどとしたら、議員による公務員の監視、区政の監視は困難となる。

うわさとしての情報提供、あるいは事実としての情報提供のどちらの形であっても、議員の活動を最大限補償し、このような嫌がらせを絶対に許さないためにも、原告の行為の違法性は厳しく問われなければならない。

以 上